

日本国有林の施業案の変遷について*

薛 国 民

Kuo-ming SHUEH

On the Transition of Management Plan of National Forest in Japan

目 次

第1篇 日本国の成立と沿革.....	12	第1部 普通業務.....	56
第2篇 本論.....	14	第1節 国有林施業案編成及び検訂業務.....	56
第1章 明治前期（第一期）.....	14	第2節 御料林施業案検訂業務.....	59
第2章 明治後期（第二期）.....	17	第2部 戦時特別業務.....	64
第1節 国有林施業案編成.....	17	第1節 国有保安林、史蹟名勝天然記念物等施業制限地の非常時代採と臨時措置.....	64
第2節 御料林施業案編成.....	27	第2節 一般国有林に於ける施業案所定外の非常時代採と臨時措置.....	68
第3章 大正～昭和13年（第三期）.....	32	第3節 御料林の非常時にに対する伐採.....	72
第1節 国有林施業案編成.....	32	総括.....	72
第2節 国有林施業体系の変遷.....	40	Summary	75
第3節 御料林施業案編成.....	44		
第4節 御料林施業体系の変遷.....	53		
第4章 昭和14年～昭和23年（第四期）.....	56		

まえがき

日本国有林の経営方針・内容が明治維新以来国有林（官林）が成立してからこのかた、どの様に変遷、発展したかは将来の国家的規模の大林業経営にとって非常に重要な問題である。日本国有林の経営方針・内容を知るには、その基盤である施業案について、その内容変遷を調べるのが最も近い道である。国有林とは昭和26年の森林法に「国が森林所有者である森林及び国有林野法（昭和26年）第4章の規定による部分林である森林をいう」とある様に、実際としては林野庁管轄の森林ということになる。旧農林省山林局の所属管轄森林、旧御料林及び旧内務省北海道林の三つを合わせたものが現在の国有林である。ここでは旧山林局管轄の国有林の施業案を中心に、併せて御料林の施業について調べた（北海道の分は含まれていない）。ところで森林経理の基本思想を具体的に森林に適用施業するには、その経理方針を明らかにしなければならない。これを表現したものが施業計画、経営案ないし施業案である。

明治2年民部省達以来今日迄国有林経営の過程は大約明治、大正、昭和の3期に分けられるが、明治初期つまり林業の幼年期と、問題が複雑である戦後を区別したいために、これを5期に

* 本論文は著者が東京大学大学院在学中の業績である。

分けたい。しかし第5期即ち戦後施業案規定が改正された以後の分については、日本経済事情、民生等の影響多く、ために問題が複雑であるので後日の研究にまつことにする。

第一期とは明治30年森林法創設迄、これは更に前半期（14年迄）と後半期とに分けた。第二期は明治45年迄、第三期は大正元年から昭和13年迄、第四期は昭和14年から終戦迄である。日本国有林の経営過程がこの様にはっきりと年度で区切られている訳ではないからこれはもちろん私の研究の便宜上の区分である。

この研究は嶺教授、野村講師、篠田助教授の御指導のもとに特に林業経済研究所の片山茂樹先生、早尾丑麿先生の御教示を仰いだ。これらの先生方に厚く御礼申し上げる。

第1篇 日本国有林の成立と沿革

日本に於ける土地制度を見るに、古来概ね土地の私有を許さず、その間僅かに土地の使用を認め来った程度であったが、徳川時代に至り土地の所有を認めるに至ってもなお土地兼併の弊を防ぐためその売買を禁止していた。明治維新に及び藩籍奉還、社寺土地処分により旧藩諸侯及び社寺の領地は総て国の所有に帰属するや、明治政府は地所永代売買の禁制を解いて久しい間に亘る旧慣制度を一変するに至った。まず国有と民有との区別に努めると共に、その国有林保存の方針を確立し、府県に命じて国有森林原野の内、将来永遠に存置を要するものと、民有に払下げても支障なきものを調査進達せしめた。以下これについて少しく述べる。

徳川幕府の下に於ける地方行政と土地知行との関係は、通覧すると、その土地知行の区分は、(1) 皇室御料 10万石、(2) 公家領 4万石、(3) 武家領（幕府直領=御料または天領 680万石、旗本領 260万石、三卿領 30万石、大名領 1,886万石）、(4) 社寺領としては宮門跡領を含んで31万石の4種に大別され、これは公領的性格を持つものであるが、更にこの外私領として認められたものに、(5) 領主、藩主、神官、僧侶その他庶民の個人有と領民總有とがあった。

従ってこれを山林原野の所有関係から見る時は、皇室御領と、幕府直領とは御林と称せられ、三家、三卿領及び大名領のものは藩有林であり、この外に社寺有林と私有林とがあった。しかして明治維新に際して前記の(1)乃至(3)は官林（国有林）に編入され、(4)は社寺土地林として官有地（国有地）に、(5)は私有林として認められ一応所有形態が整理された。

明治2年（1869年）6月17日、諸藩の藩籍奉還の聽許の沙汰書が発されるや、日本政府は爾後藩有であった森林は官林と称することを定め、7月、太政官は府県に命じて官林總反別を録上させ、翌明治3年3月、民部省達により山林帳様式を領布して録上させ、更に明治5年7月に至り地租案中に地租改正局を設け、明治6年7月、地租改正法を領布し、更に明治8年3月24日達第38号を以て地租改正事務局（總裁 大久保利通）を内務・大蔵両省間に置き、官民有地の調査に当たらせたが、明治9年1月、山林原野官民有区分処分方法を制定し、これを査定標準として官民の区分調査を遂行し、後官民有地の区分査定が行われたが、これは所謂地租改正処分で

あって地租徵収の基礎を確立するのが主目的であったから、国有森林原野その他の土地調査のためには、明治9年3月次日、官林調査仮条例を定めて内務省から吏員を派出して調査させた。

而してこの調査標準は、旧藩時代に於ける幕府及び諸藩の制度に基づき官山、御山、御林等、官有の事実あるもの、及び諸種の記録、口碑または使用収益の事実に徴して民有の事実なきものを官有林野に編入し、その他は夫々所有者に地券を交付して所有権を確認した¹⁾。

明治14年(1881年)4月7日、初めて農商務省が設置され森林に関する事務は内務省から、同省山林局の所管となるに及び、官民有の境界を確定するの急務を認め、明治15年3月「官林境界実測及製図順序並官林境界調査心得」を定め、府県及び山林事務所をして境界の調査を行わせたが経費予算乏しくして、十分にその目的を達せず僅かに紛争甚しき地方に限られたようであった²⁾。

次いで明治17年3月15日、太政官布告第7号の地租条例、同年4月大蔵省号外「地租条例取扱心得書」の発布となり、一般地主をして段別及び野取絵図を提出させ、また官吏を派して所謂地押調査を行わせたが、山林原野の如き大面積の地積を占めるに拘らず、徵税に影響少ないものの調査は極めて粗略に流れ、従って官民有の境界を明確にすることが出来なかった。

かくて明治19年(1886年)4月16日、大小林区署官制の制定により日本国有林の管理經營上基幹的組織の成るに及び、官民有地の境界確定が先決要件たるに鑑み、明治23年4月、官有林原野調査事業を起し「官林境界調査心得」、「官林境界踏査内規」、「官林測量内規」等の規定を設け、正規の査定処分を施行することとした。即ち明治23年度乃至37年度の15カ年の継続費85万5千余円を投じ、官有林野中、国有として存置すべきものと存置を要せざるものとに調査区分するため、官有林野実況調査、部分林調査、官民有林野境界調査等の事業を開始し、各大林区署をして実施数年に及ぼしめたが、経費と吏員未熟のため、予定の如く進捗せず、遂に明治32年度から新たに計画した国有林野特別經營事業の実施に移り、存廃区別の徹底を見るに至った。

これと同時に、当初地租改正の際官有に編入されたもので、民有たるべきものとして地所立木の引戻を申請するものため、明治23年4月、農商務省訓令第23号及び明治30年8月、同省令第13号引戻出願手続の公布を見、また明治31年6月、同省訓令第12号により林野官民有区分調査会の設置を見たが、その申請の無期限のため支障あるに鑑み、明治32年4月17日公布の国有土地森林原野下戻法が帝国議会を通過し、その下戻申請期限を翌明治33年6月30日迄とした。而して本法制定と同時に山林局に林野下戻審査委員会が設けられ、下戻申請手続を定め、またその再申請手続も認められ、委員会に附議されて明治37年2月迄に調査終結し、翌年3月委員会も閉鎖されたが、同法により行政訴訟の提起された案件には、遠く昭和の今日迄、若干が未解決のまま残されていた。

1) 明治9年1月 山林原野官民有区別処分方法 参照。

2) 明治15年3月 官林境界線実測及び製図順序並びに官林調査心得 参照。

かくの如くして明治初年以来国有林野中存置不要のものは処分され、また 19 年度以後 27 年の頃迄に御料林に編入されたものあり、下戻法の公布と同時に特別經營事業として存廃区別の積極化に伴い整理の進捗を見、殊に国営を必要とする民有林野の買上交換の計画もあったが、これは余り実行に移されなかつたし、北海道庁管下の国有林野は明治初頭から内務省所管として農林省所管のものから全く除外にあつたが、第二次世界大戦後の国内改革によって昭和 23 年 4 月、御料林も、北海道下国有林も農林省管下に林野行政の一元化となり、久しい間問題となつてゐた林政統一が実現して今日に至つた³⁾。

第 2 篇 本 論

第 1 章 明治前期（第一期）

王政復古し、明治の革新が緒についた当時は万般の政務悉く改革の時機にあり、維新政府は内外の政務に忙殺され、比較的整理の急を要しない林政の如きものはこれを顧みる遑とてなく、従つて官林に対して施業云々ということに至らなかつたのは当然で、ようやく明治 3 年 3 月になつてから民部省達第 254 号で以て面積、蓄積及び搬路等の調査を各府県に命じた。これは官林施業に関する基礎調査の濫觴といえるであろう。この達しの内容は實に簡単なもので、所在、樹名、本数、反別を記載するに過ぎないものであった。明治 4 年 4 月 3 日太政官達第 165 号を以て、東京府品川県、小笠郡所在の官民林に対し軍艦用材の伐採を禁止したのは營林監督に具体的に下した嘴矢であり、同年 7 月には民部省達第 22 号で以て官林規則を制定し、官林に対する施業方針を具体的に定めた。この規則は所謂「法三章」的なもので僅か六カ条から成り、その内容は濫伐を戒め、撫育、増殖を勧め、被害木、障害木の処分及び用材の利用に関する注意を指示し、進んで特種樹種の培養、行道樹の保護、水源涵養林の取扱いに迄言及している。先に述べた如く、民部省より各府県に対し官林の調査を命じたが予定の如く進捗しないので、明治 5 年 2 月に至り、当時の所轄省である大蔵省より更に御林帳を差し方を命じたのであった。このように施業の基礎である調査に努力しても、当時官民有の境界すらはつきりせず、面積も測定されていなかつた際であるから、所謂施業計画を立てるというような事は思ひもよらなかつたこと勿論である。

明治 9 年 3 月 5 日、内務卿の決議を経て官林調査仮条令が発布され、山林中保護培養を要するものの種類、図面、帳簿の調整方法、林区番号の命名方法、監守人の配置方、官林の等級及び令級の分類、国土保安のための禁伐森林の種類及び測量、造林研伐の方法について規定したものであった。この外諸達、命令は発されたが、明治 12 年 5 月内務省中に山林局が創設される迄、その所管は實に不明瞭であいまいであるといつても過言ではない。山林局をして森林經營に関する

3) 本節は、農林省山林局編「国有林野管理經營、公有林野官行造林事業の沿革」(昭和 11 年 11 月刊)による。

一切の業務を管掌させるに及んで、国有林の施業もまたやや進展したかの觀があるが、当時に於いても未だ国有林の総面積が幾らあるかも知られず、官民界の區別も明らかでなく、実務の官吏は専門的知識に欠け、中央官庁の主腦官吏すら林業の何ものたるかを解しないような時代であったから、森林經營の基礎である施業案を編成する氣運に至らなかったのは当然である。

明治 14 年 4 月、産業に関する万般の事項を管理するため農商務省が設置されるに及んで、山林局はその所属に移された。当時の国有林野の管理組織は従来地方庁が司掌していたが、逐次山林局の直轄となり、山林局出張所（明治 14 年山林事務所と改む）が管理するようになったが、各般の事務統一を欠き、ために組織的經營は不可能の状態であった。

明治 19 年に至って国有林野の移転がほぼ完了したので、同年 4 月、大小林区署官制が制定されたのは前に記述した通りである。国有林はここに於て初めて林区署組織による管理經營をするようになり、本官制中に長期施業案編成を大林区署の事務の一つとして明示しているのは、法令中に施業案という文字の現れた最初のものである。ここに於て各大林区署は施業案編成をなす必要に迫られたが、各署長を始め部下の職員に至る迄未だにこれに関する知識を有しないので、同年 5 月、大林区署長の諮詢会にあたり、山林局長武井守正は施業案の諸表及び説明書を歐州式施業案の模範として配布し、これに倣って編成させることにした。而しこの諸表は進歩した外国の施業案諸表をそのまま翻訳したもので、実地に適しないだけでなく説明も単に簿表の記載方を指示したに過ぎず、ために未だ施業案の何物であるかを知らない当時の官吏は、その趣旨を理解し得ず、これら諸表は実際に応用することが出来なかった。而しこの歐州式施業案は日本に於ける森林施業上歴史的価値大といわねばならない。

明治 23 年に至って、当局は完備した施業案を編成せんものと企てたが、容易にその目的を達することが出来ないものと認め、同年 4 月第 131 号達で以て仮施業案を編成せしめることにした。この仮施業案は僅かに 3 カ月弱の日数を与えて常務執行のかたわら編成させたものであるから、大部分は机上の推定によったことは勿論で、実際上の価値は比較的僅少であるのは当然の帰結である。

しかし日本に於ける最初の施業案編成については、和田国次郎氏はその著「森林学」の中に次の如く述べている。

「我邦ニ於テ施業案ヲ始メテ起草セシハ高橋琢也氏ニシテ、氏ハ長期施業案ナルモノヲ編成セリ。而ノ長期施業案ナルモノハ今日ヨリ觀ルトキハ極メテ不完全ニシテ、殆ンド施業案ト称スル事ヲ得ザルガ如シ。然リト雖ドモ當時ニ在テハ此施業案ダニ尚ホ実行スルニ難シトセリ。之ニ次デ起草セシハ林学博士中村弥六氏ニシテ氏ハ現行ノ施業案ト等シク面積平分法及ビ折衷平分法ヲ基礎トシテ編成セリ。是レ我邦施業案ノ創始ト云フモ可ナリ。而ノ此施業案ノ草案ハ再三変化シテ明治 21 年ニ至リ更ニ之ヲ訂正シ施業案草案ナルモノヲ發布セリ。然レドモ之レ亦実行スルニ至ラズシテ止ミス。現今施行セル施業案ハ实ニ此草案ヲ基礎トシ更ニ修正ヲ加ヘ編成セシモノタ

リ。斯ノ如ク我国ノ施業案ニハ多少異リタル歴史アルヲ以テ従テ独乙国ニ実行セラルル方法ト其趣ヲ異ニスルハ固ヨリ已ムヲ得ザル所タリ」

なお文献不詳のため上記両氏の施業案を掲げることは出来ないが、高橋琢也氏の長期施業案の草案は一輪伐期に亘る区劃輪伐法を骨子とした施業案編成規程草案であり、中村弥六氏の施業案の草案は、面積平分法及び折衷平分法を施業方針とする施業案編成規程草案と解するのが妥当と思われる。共に実施するに困難なため規程とならず、再三修正されて明治 21 年施業案編成規定の草案として始めて公表（発布は公表の意と思われる）されたが（文献不詳）、これも実施されずに終り、明治 24 年 4 月に至り、農商務省訓令第 17 号で以て施業案編成必得及び製図式が制定公布され、明治 26 年度より実施することに定められた。

この施業案編成心得は、大小林区署官制発布以後始めて制定されたもので、内容は緻密を極めているが、大体次の通りである（草案は山林局長武井守正の命に依り、東京大林区署長志賀泰山が起草したものである）。

この施業案編成心得を見るに、施業方針は材積最多主義により収穫の連年保続を期し、保安林的地域は択伐によるが一般には皆伐作業によるべきことを指示している。またこの編成心得はドイツでも最集約であるザクセンの規程の影響を受け極めて緻密なものであって、日本の施業集約度に適せず、編成に多大の労力を払うも実効なく、森林経理を理解しない一般官吏にとっては徒らに施業を束縛するとして強い批判を受けた。例えば第一条に於ては、森林を保護しこれを永遠に保続するため、(1) 常に完全の林相を維持し力めて将来最多の材積を産出せしむること、(2) 適実なる植伐法を施行し被害防止を努めること、(3) 被害其の他の原因による収穫の減少を考慮して節伐すべきこと、を述べ、施業案図簿としては基本図（境界図を写用す）、林相図、面積簿、林況簿で、森林区劃は小林区、保護区、林班、小班に区分し、林班面積は 10~50 町歩、小班は 0.5 町歩以上を原則とし、特殊の場合はこれに依らないことを得ることとした。また人工区劃による林班はなるべく長方形にすること、また林班界の主線は幅 5 間以内、支線は 2 間以内とした。

地位、林位は共に 1.0~0.1 の 10 階級として標準地材積調査に於ける標準地は 0.1 町歩以上とし、標準木法によって算定することとした。施業方針については、林種、作業の種類及び輪伐令の異なる毎に作業級を小林区を通して設け（註：事業区と小林班界とを一致せしめたと認められる）、法正の令級配置と法正蓄積の実現に努めて生長量増大を期し、その面積はなるべく連年作業を営み得る面積とし、施業期は喬林 20 年、矮林は 5 年とし、作業級毎に面積平分簿を作つて面積平分を行い、喬林及び矮林作業に於ては第二期迄材積を現わし、第三期以下は伐採面積のみを記入し、択伐作業に於ては、第一期前半期（10 カ年間）の面積及び材積を記入するに止めた。

なお施業案は喬林施業案と矮林施業案の 2 種とし、各作業級に分けて記入し、作業種は原則として皆伐作業とし、保安林的性質を有するものは択伐作業に依ることとした。森林図式は非常に

詳細に亘って規定されてあるが、ここでは省略する。

この編成心得により、明治 27 年水戸小林区署管内笠原外 9 官林 318 町歩の施業案を編成し、また翌年同署管内劍尺外 5 官林 119 町歩の編成を行ったが、これが組織立った国有林施業案の最古のものと認めて良いであろう。これ等の施業案は東京大林区署長志賀泰山指導の下に、同署望月 常が主任となって編成された。

これより先、政府当局は明治 23 年度より 37 年度に至る 15 カ年間の継続費として 855,851 円 284 銭を支出し、官有林野実況調査、部分林調査及び官有林野境界調査の 3 事業を施行して、以て施業案編成の基礎となるべき国有林野の境界及び面積を明らかにせんとしたのは当然である。またこれ等が逐年明瞭になることを予想して明治 24 年 4 月の編成心得の発布となった。この訓令は明治 27 年 1 月その一部分が改正され、同時に記載例及び整理方法を定めて山林局長から各大林区署長に通牒し、銳意施業案の編成に努めたけれども、経費の不足と適當な技術者がないために容易にその成績を挙げることが出来ず、明治 32 年特別經營事業が開始される迄本施業案を編成したのは僅かに数千町歩に過ぎなかった。

第 2 章 明治後期（第二期）

第 1 節 国有林施業案編成

（1）総 説

明治 23 年より着手せる官有林野実測調査は極めて粗略なるも、一応明治 27 年に完了し、国有林野の存廃区別をなし得たので、その結果に基づき国有林野 792 万町歩のうち不要存置林 74 万町歩を売却し、これによって得る収入約 2,302 万円を森林資金に充てて国有林野特別經營事業を起こし、要存置国有林に対して基礎となる一切の業務を明治 32 年（1899 年）より向う 16 カ年継続施行して、合理的に国有林を經營し得る軌道に乗せんとする計画を立て、32 年より実施したが、施業案編成はその一環をなす。施業案編成は森林資金並びに他の業務との関係上、まず経済上優位なる 2,112,000 町歩に対し 32 年度より 41 年度、10 カ年間に亘って編成することとした。その経費見積額は 23 万余円である。然るに明治 36 年に至り、5 カ年を経過しても編成を終ったものは僅かに 18 万町歩で、残余の 193 万町歩を予定期間に終了することは困難となつたため、37 年度、計画を改め期間を 44 年度迄に延長し、かつ簡易施業案を編成し得ることとして行程を進めたため、明治 42 年度迄に 216 万町歩を編成して予期以上の面積を終了した。

けれども時勢の進運に伴い、先に経済上優位ならざる林地として計画外に置いた森林に対しても、適當なる施業案の編成を必要とするに至り、また既成施業案に於ても検討を要する時期に到着したものもあり、かつ他の特別經營事業に属する業務、例えば不要存置林野の売払い、未立木地の造林、林道の開設等もなお施設を要するもの多かりしため、明治 45 年（1912 年）再び計画を変更し、森林資金の増収は全部特別經營事業に支出することとし、施業案編成業務は明治 52

年度（大正 8 年度 1919 年）迄に延長された。但し一般の特別経営事業は大正 10 年迄に延長し、予定通り終了したが、計画の拡張と、森林資金の増収を収入に当てたため、大正 10 年迄 23 カ年間に経費 5,842 万円を要した。

施業案編成の成績は、大正 8 年度までに行えるもの施業案編成面積 3,844,710 町歩、同検訂面積 3,882,623 町歩にして、これに要した経費は 1,666,972 円である。更に特別経営事業全体の終了期（大正 10 年）迄の成績を示せば、施業案編成面積 4,106,501 町歩、同検訂面積 4,310,272 町歩にしてその経費 2,526,125 円、1 町歩平均 0.615 円に当る。かくて大正 10 年に於ては、僅かに沖縄系離島を除いた大部分の要存置国有林に対し施業案の編成を終り、大正 11 年度以降は、殆んど既成施業案の検訂のみをなし得るに至った。なお各計画年度に於ける計画案の要点を表にすれば第 1 表の如くである。

ここに施業案編成業務を回顧するに、本事業は 23 カ年を要した大事業にして之により初めて日本国有林の経営の基礎を確立したものであり、その偉大なる業績と之に従事した人達の努力は尊敬に値する。

ただ当初の計画が、当時の技術者の知識水準、経済的集約度、高度に過ぎた施業案の編成を企図したためと、技術者の不足と経費の見積過小のため遂に実行不可能となり、しばしば計画を変更し、その都度案の編成は粗略となり、予定公約期間の関係上一時簡易施業案を編成して表面を糊塗する程度になった如きは、当時の事情より止むを得ざることとはいえ、これがため施業案に対し当初は徒らに施業を束縛するものと誤解され、中期に於ては杜撰なるものと評価され施業案の真価を疑われたのみならず、その後に於て施行せる施業案検訂に於て訂正補足のため、多大なる業務を負わされたことは想像以上であった。これに反し御料林の施業案編成経過は、保守的な

第 1 表 施業案編成計画改訂表

計画年度	種別	期間	面積	経費	
				総	毎町
明治32年2月	計画	自明治32年～至〃41年(10カ年)	町歩 2,112,000	円 2,355,757	円 1.115
明治32年7月	計画	自明治32年～至〃41年(10カ年)	2,112,000	2,034,001.92	0.963
明治37年	計画	自明治32年～至〃44年(13カ年)	2,112,000	2,047,678	0.970
明治43年	計画	明治32～45年(14カ年)	3,536,420	1,384,571	
	既済	〃32～43年(12カ年)	2,728,801	1,096,209	
	残存	〃44～45年(2カ年)	807,621	288,362	
明治45年	計画	明治32～52年(21カ年)	3,844,710 (2,882,623)	1,866,972	
	既済	〃32～45年(14カ年) (大正8年)	3,634,755 (290,359)	1,290,079	
	残存	〃46～52年(7カ年)	209,905 (2,592,264)	576,893	

るもまず順調な発展過程を辿ったように思われる。

(2) 施業案編成機関

国有林に於ける施業案編成は、明治 32 年特別経営事業開始当時は、林野整理局官制により同局の業務に属し、更に各林野整理支局に業務を分担せしめて適當の組数を配置して編成に従事せしめた。翌 33 年 9 月、勅令第 385 号で林野整理局官制は廃止され、施業案に関する業務は山林局及び大林区署に移ったが、編成の実務は大林区署に於て行われた。翌 34 年 4 月 1 日より施業案編成業務は山林局直轄となり、内業は赤坂区溜池大日本山林会の一部（賃借）にて行われ、事業の統一と監督の適切を企図されたが、大林区署との照復多くしてその煩に堪えず、明治 35 年度（1902 年）より再び大林区署に於て施業案の編成を行うこととなり、この制度は今次大戦の終戦迄継続した。

(3) 施業案編成業務並成績

明治 32 年（1899 年）4 月、日本国有林に於てはかねて計画中であった特別経営事業が開始され、その一環として国有林野存廃区別、境界査定及び測量、並びに施業案編成の大事業が、当初一般的には 16 年計画で実施されたが、施業案の編成は賃金並びに他の業務との関係上、明治 32 年度より 41 年迄 10 カ年間に要存置国有林中最優位なる 2,112,000 町歩に対し、2,355,575 円の経費を以て施業案を編成することとした。その年度計画は第 2 表の通りである。

而して編成員は技師 1 名、技手 3 名を以て組織し、出張日数 200 日の内、外業日数 123 日、外業 1 日の行程 24.39 町歩、平均 1 町歩当たり編成経費 1,115 円の計画であった。しかし本計画実施御間もなく、同年 7 月に至り編成員一組の人数中技手 3 名を 2 名に減じ、雇員 1 名を加うることに変更し、10 カ年間に経費 321,573 円（1 町歩当たり 0.152 円）を節約し得る予定となった。

第 2 表 明治 32~41 年施業案編成計画表

差 引 面 積 増 減 經 費	組 數	備 考	年 度	編成面積 町歩	編成員 組 數	編成 經 費 円
	704		32	48,000	16	56,980,160
-321,573,120 毎町 -0.152	704		33	96,000	32	109,864,320
+ 13,678,080 毎町 +0.007	338		34	144,000	48	162,748,480
+1,424,422 -663,107			35	144,000	48	158,652,480
			36	192,000	64	215,632,640
			37	192,000	64	211,536,640
			38	288,000	96	325,496,960
			39	336,000	112	374,285,120
			40	336,000	112	370,189,120
			41	338,000	112	370,189,120
308,288 (2,882,623)	482,401	面積欄の () は 検訂面積	計	2,112,000	704	2,355,575,240

備考：本計画は明治 32 年 7 月、組員数の変更により、編成経費は 2,034,000 円 92 銭となった。
平均 1 町歩経費 0.963 円。

施業案編成業務の規準は明治 32 年 9 月 9 日、農商務省訓令第 42 号を以て国有林施業案編成規定が公布され、国有林の経営は、森林を法正状態に導き、確実なる保続的収穫を挙げることを目的とし、輪伐期は用材産出を目的とする森林にありては、林利（各年の総収入より各年の造林費及び管理費を差引いたもの）の最大なる時期を標準とし、薪炭林にありては材積収穫最大の時期を標準として設くべきことを明示した。なお同規則は志賀泰山の草案に依った。

同規定の要点は別記の如くドイツの施業案編成規程を模倣し、間然するところなき迄行き届き、これにより完全なる施業案の編成を期した。その用語も殆んど現在行われているものである。

しかし、かかる集約なる施業案の編成は、当時の林業技術水準に於ては理解しがたく、編成業務甚だ困難にして進捗せず、かつ粗放なる林業界の事情にも適しなかった。ここに於て明治 35 年 4 月 18 日（1902 年）、国有林施業案編成規程の改正が行われ、編成業務の簡易化を計ってその進捗に努め、また輪伐期選定の標準を改め、輪伐期は森林の利用を保続し、國家の需要に適する材種を多量に生産しかつ最多の純益を得るを目的として選ぶこととした。しかし本改正による程度の簡易化では意の如く進捗せず、結局 36 年（1903 年）度迄 5 カ年間に僅かに 18 万町歩（8.5%）を編成したに過ぎず、予定の如き実行は到底困難となった。

なお当時の十大林区署の施業案編成済面積を見るに、10 カ年間の計画面積に対し高知のみは約 31.3% を編成せるも、熊本では編成を終了せるものなく、広島 1.5%，鹿児島 1.9%，宮城 2.6%，大阪 3.7%，青森 4.8%，秋田 6.5%，東京 8.8%，長野 9.8% にして、技術未熟のため手を空しうして時を経過した様が想像される。なお当時、他の特別經營事業中にも予期に反する事態におちいりしものを生じたため、36 年、各大林区署長をして全般的に適切なる計画を立てしめ、明治 37 年 9 月、従来の計画を変更し、施業案編成に関して次表の如く期間を 44 年度迄 3 カ年延長し、明治 36 年 7 月 31 日（1903 年）農商務省訓令第 7 号及び内訓により、経済上比較的優位でないもの、もしくは詳細な調査を要しない事業区に対しては、簡易施業案を編成して業務の進捗を計ることに改め、結果、急行程進み明治 42 年度迄に 216 万町歩を編成し終ることを得た。

簡易施業案は施業案編成規定の補則であるが、その内容は殆んど施業案と称し得ない程度のもので、森林調査に於て地位、土壤の性質、作業種、疎密度、林令、成立、材積、平均成長量及び林位の調査を省略した簡単な方法で、作業級を通して令級別に現在材積を調査し、森林調査簿末尾に記載するに過ぎない。また面積簿を作らず林相複雑でない場合は、林相図も省略し、伐採順序の制限を撤廃し、現在材積を以て初期研伐材積とする等著しく不正確なものであり、これを当初予定せる施業案と比較すれば雲泥の差がある。

施業案の編成が着手されて以来予期の如く進まない結果、簡易施業案により編成を急いだが、なお多数の施業案編成未了地があった。元来施業案編成未了地に対する植伐は、明治 27 年戌第

152号内訓官林主産物収穫予定調整内規により暫定的に行なうことになっていたが、これを改め合理的に施業するため明治37年4月28日林発第209号内訓で施業案編成未済地林取扱準則を制定した。本準則によれば事業区に似た「予察事業区」を区割りし、作業級を簡易化せる「予察作業級」を作り、面積材積共見込を以て定め、輪伐期は主として現在の林相に基づいて定め、将来に於ける施業方針が樹種の変更等著しく異なる場合は、これが見込の伐期をも参考して決定し、「予察基案」を調整して植伐の大綱を定め、これにより年々の主産物処分予定案を編成せしめるとした。

さきに施業案編成に当り一組の人員は、明治32年7月の改正により技師1名、技手2名、雇員1名となつたが、34年7月10日(1901年)林発第451号山林局長達で、施業案編成官吏心得が発せられ、これによれば施業案編成員一組は技師1名、技手4名、助手2名を標準とし、内業はなるべく雨雪等の日を利用し、当日の測量の計算はなるべく即日完了し、下図は測定の進行に伴い調整し、技師は行程表を翌月7日迄に山林局長に報告する等調査事項の外、業務の進捗に努めた。しかし業務は明治35年度より再び大林区署に移ったため改正せられて、明治35年12月林発第1593号内訓で、施業案編成及び整理手続が公布された。これによると編成員一組の主査は技師1名なるも、副査たる技手及び雇員共若干名となり、主査も技手を以て代え得ることとなつた。施業案編成に必要な順序、調査事項を列挙せる外、業務の成績は主査、副査共各自直接その責に任じ、主査は一組の毎月の行程経費を大林区署長に報告する。かくしてひたすら業務の進捗を計った。なお事業区を適当に割当て順序よく編成せしめるため、明治38年7月通牒を以て次年度以降の施業案編成計画を報告せしめ、円滑なる施業案の編成を期した。しかるに他方に於ては、従来自由放漫に植伐を実行し粗放なる施業に馴れ來った官吏は、施業案の精神を理解せず、施業案の編成と共に拘束せられる窮屈を嫌い、差当り実行上受くべき不便を嘆じ、ことに収入の充実を計るに不利益なりとし、施業案を理想案とし、その無用論を説く人も散見するに至つた。当時の林業知識水準と施業案の実態とを考うる時、その情勢を察知するに難くない。当局者はついにこれに抗し得ず、明治38年11月14日(1905年)林発第318号で施業案実行上特殊取扱に関する達を発するに至つたが、その内容は殆んど施業案編成の骨子を無視せる暴令で、年伐標準量の5倍迄取りまとめ処分し得ることを許容したものである。いわゆる「取まとめ処分令」である。

施業案の編成業務を極力推進しながら、他面本達を發するが如きは主義なき施策と評せられるも致し方がない、本達による弊害は青森、長野両大林区署管内の一部に於て収入の増加を計るために行われた程度に終りたるも、国有林經營上の汚点たるを免かれないとと思う。当時の山林局長は久米金弥、業務課長は松波秀実で、課員佐藤銀五郎の如きは反対者の一人であったが、青森大林区署長星野政敏は主唱者の一人であった。次に本達の全文を挙げる。

林発第318号達(明治38年11月14日)

明治 48 年度迄に検訂期に到達すべき施業案の実行に関して、産物処分上比較的有利なりと認めたる場合に於ては、更新に支障なく且国土保安上危害のおそれなき場所に限り、左記各号に拠り取扱うべし。但、第一号第二号の場合は経総の上処分すべし。

- (1) 初期研伐案所定箇所の伐採は、その順序を変更することを得。
- (2) 年伐採面積及材積に関しては、初期研伐案年伐採標準の 5 倍に達する迄取纏め実行することを得。
- (3) 初期研伐案の不実行箇所は前号の制限によらず便宜取纏め実行することを得。
- (4) 前各号に基き初期研伐案所定額の全部を実行したる結果、第 1 施業期間の年度を剩したる場合に於ては検訂期を繰り上ぐることを得。
- (5) 本達は、国有林施業案編成規程その他の定規成例により制限を受くることなきものとす。

以上の如く明治 36 年度簡易施業案編成規程を設けて以来、これを大部分の森林に適用して案の編成を急ぎたるため急に進捗せるも、当初より 38 年度迄 7 カ年間に 56 万町歩の編成を了したるに過ぎず、前途遼遠の感深きと、優位の森林は既に案の編成を見、編成未済林は不優位のものなるに鑑み、更に業務の推進を計るため、明治 39 年 4 月（1906 年）農商務省訓令第 7 号が発せられた。その内容の要点は、材積調査の方法は総て林区署に一任して専ら簡易を行い、伐採列区を廃して新に必要なる場合にのみ設けることとし、毎年施行すべき初期研伐並びに造林案を廃止し、また林班測量は主要なるもの以外は携帯図板測量法により、小班区劃は第一施業期編入箇所及び特別に必要なるものを除き、その他は省略し、小班界の測定は第一施業期編入箇所に限定し、携帯図板になるべく簡易なる測距法を併用するものとした。また殆んど同時に、国有林野図式（林発第 116 号）を制定してその簡素化を計った。

先に、特別経営事業開始に当り林業技術者の養成を企て、明治 33 年度より林業講習を行い、34 年乃至 37 年迄に林業科卒業生 171 名を得、また農科大学林学科学生並びに同林学実科生徒に対し給費制度を作り、明治 33 年度より 37 年迄 5 年間募集し、本科卒業生 15 名、実科卒業生 24 名、計 39 名を養成し得たる故、施業案編成の実務者も増加し、また編成官吏も熟達し、また 39 年度には施業案に関する諸規定の整理改正（別項）も行われ、多年の努力はむくいられて業務も進捗し、予定の期間に終了する見込も立ち、施業案編成の一端階に到着した。

（4）施業案の認可と施業方針審議会

明治 32 年（1899 年）特別区経営事業開始当時は、林野整理局官制により、一組の施業案編成員は一事業区の編成を終れば一切の図簿を林野整理支局長に提出し、支局長はこれを審査して農商務大臣に進達し、同大臣は林野整理局長をして審査せしめて後認可し、その施業案は林野整理局及び同支局より山林局及び大林区署に送付して実施せしめたのである。翌 33 年 9 月（勅令第 385 号）林野整理局官制廃止され、本業務もまた山林局、大林区署に移された。翌 34 年 4 月 1

日より施業案編成業務は山林局直轄となつたが、35年度より再び大林区署に於て行うこととなつたため、35年12月（1902年）林発第1593号内訓で「施業方針審議会」の制度が設けられた。即ち編成員一組の主査（普通技師）は、一事業区の森林調査を終った時は、施業方針の大要を大林区署長に提出し、大林区署長は林業課長を委員長とし、林務課長当該事業区主査、当該方面の監督官吏、当該小林区署及び必要と認める隣接事業区主査同主管小林区署長もしくは他の官吏2名以上を委員とし、施業方針審議会を開き方針を決定する。その際大林区署長と委員会と重要な事項に付意見を異にする場合は、要点に同意者の官氏名を附して山林局長に報告せしめることとした。その後明治39年4月11日（1906年）林発第91号内訓により、施業方針審議会には、大林区署長はその署、各課長、当該事業区の上席編成員、当該小林区署長及び必要と認めた時は、隣接事業区の上席編成員並びに隣接事業区主管小林区署長もしくは他の官吏を集め審議せしめることとし、幾分か審議員に改正を加えた外、意見を異にした場合に対する措置を削除した。かくして国有林の施業方針は一応大林区署に於て決定され、その要領を山林局に報告し、次いで施業案を申達し、農商務大臣の認可を経て実行に移された。

しかして当初に於ては施業案編成は新規の業務なるため、審査に當る山林局担当者と意見の一一致を見ずしばしば照復を重ねることがあって、事務遂行に不便なりしたため、明治37年9月（1904年）以来山林局員を大林区署施業方針審議会に列席せしめることとしたが、漸次その必要を認めざるに至り、明治41年12月山発第1067号で、以降は特別の場合の外、山林局員を列席せしめないこととなった。

（5）施業案編成基準

（イ）明治32年規準

特別經營による施業案編成業務の開始に伴い、明治32年9月9日（1899年）農商務省訓令第42号を以て「国有林施業案編成規定」が制定されたが、国有林の經營は、森林を法正の状態に導き確実なる保続的収穫を挙げることを目的とし、森林区劃に於ては、事業区、林班、小班を設け、林班は低丘地に於ては20～30町歩（最大50町歩）、山地に於ては50～100町歩を標準とし、区劃線は主線副線に分ち、人工区劃による主線は幅5間、副線は幅2間以下の切開線を作り、人工区劃による林班は長方形とし、長辺を区劃主線に並行せしめる等、ドイツ平地林の形式に則り、また小班は最小面積の限度を5段に定め、符号は林班は1, 2, 3, ……、小班はa, b, c, ……、を用うることとした。森林調査や地況調査に於ては一般的な調査をなすと共に、小班毎に傾斜、深浅は各4級に分ちその標準を与え、土地の結合度、湿度は各3級に分ち、地位は5級（択伐林は3級にても可）に分ち、林況調査に於ては小班毎に樹種、作業種、疎密度、林令、成立、材積、平均及び連年成長量及び林位を調査し、作業種は皆伐喬林、前更喬林、択伐喬林、矮林、中林の5種、疎密度は十分率にて示し（択伐林は3級にても可）、また散生地、未立木地の標準を与え、令級は20令階を一令級としⅧ令級に留め、令級表を作り

法正令級との過不足を比較し、材積調査に於ては第1施業期前半期間に伐採すべき林分は毎木調査または標準地調査とし、輪伐期の半ば以上に達した林分は標準地調査に依るべきことを規定し、標準地の面積は 100 分の 2~100 分の 5 とし、かつ喬林にあっては 0.1~1 町、矮林にあっては 0.01~0.10 町とすべきことを定め、また標準地の材積計算はドラウト氏法によりて標準木を選定し、標準木の数は標準地全本数の 100 分の 1 とし、また標準木の材積は 1 間または 2 間に玉切り、フーバー氏法によって算出すべきことを定め、また毎木調査に於ては全高、胸高直径、幹材形数より材積を求め、林位の区分は地位に準じ、施業関係事項に於ては既往の事項は勿論、将来施業に關係すべき諸般の事項を洩れなく列挙し、将来の施業計画に関しては作業級、伐採列区の意義を明らかにし、伐採列区は 1~2 箇林班を以て組むこととし、輪伐期は、用材産出を目的とする森林にあっては林利の最大なる時期を標準として設け、薪炭林に於ては材積収穫最多の時を標準として設けることを明示した。即ち国有林の經營方針並びに輪伐期選定の主旨は森林純収穫説にその基礎を有するものと考えられる。施業期は 20 年とし、第 1 施業期は更に前半期・後半期に分かたれ、第 1 施業期前半期に編入すべき林分の標準を示し、伐採量の算定は材積を標準として各施業期に略均一に配当することとし、第 1 施業期に属するものは、前半期・後半期に分ち、第 2 施業期以後に属するものは分期の配当を行わない。かつ第 1 施業期伐採面積は（前・後半期共）林相により標準面積の 100 分の 20 迄の増減を許容している。但し択伐喬林に於ては、法正の状態を標準とし老幼の配置並びに疎密度を適当ならしむる目的として主伐材積を算定することとし、特別なる方式を指示していない。また一作業級の平均林令が輪伐期の半ばに達しない時は、達する迄その主伐を行わないものとす、と制限を付し過伐を防いでいる。

伐採順序の項に於て、各伐採列区は矮林、中林にあっては 10 年以内、喬林にあっては 20 年以内の隔年作業を行うものとし、林木伐採に関する収穫基準はその様式並びに記載事項を詳細に指示し、かつ第 1 施業期前後両半期に於ける伐採量が標準面積に比し増減を行った時は、繰り上げ繰り下げの状況を原面積に赤色消線を施す等その経過を示すこととし、かつ年伐案の編成方法をも規定して実行を指導し、造林予定に於ては造林基案の編成は勿論、連年造林案の編成方法をも記載して実行の便を計っている。案の編成を終った時は森林面積簿、森林調査簿（標準地材積調査表及び標準木材積調査表共）、令級表、施業基案、造林基案、施業案説明書及び附属地図、基本図、林相図、位置図が調整される。

本規程はドイツの施業案編成規程をそのまま取り入れ完全なる施業案の編成を企図したものであるが、當時専門教育進まず幼稚なる林業技術、ことに施業案に対する知識の低き実情より考え、本規程を消化して活用すること難く、詳細なる指示は却って業務の進捗を阻む結果となつた。これがため施業案編成業務を促進するため、次の如く明治 35 年 4 月 18 日施業案編成規定の改正が行われた。

(ロ) 明治 35 年改正規準

明治 35 年 4 月 18 日 (1902 年), 農商務省訓令第 6 号を以て国有林施業案編成規程の改正が行われたが, その要点は次の如く編成業務の簡易化と輪伐期選定方針の改訂であった。

森林区劃に於て山岳林の林班面積は 50~100 町歩であったのを 30~100 町歩に改め, 小班区劃に当り樹種, 林令, 林位, 地位の差によって小班を設くべきことを削除し, かつ小班の最小面積限界を廃して自由選択の余地を与え, 地況調査に於て傾斜を 5 級に改め, 林況調査に於てもやや簡略を期した外, 材積調査に於ける標準地面積の制限を撤廃し, 唯一段歩以上 (竹林一畝歩以上) と規定し, 標準木の選定方法も簡略にし, 一括的に胸高直径を測り, 全標準木の胸高円面積を以て標準地総胸高円面積を除し, 全標準木材積に乗じて求めることとした。なお竹の材積表を追加し, 可能な場合には法正蓄積と現在蓄積とを比較することとした。輪伐期選定に当っては経済的観念を追加し, 輪伐期は森林の利用を保続し, 国の需要に適する材種を多量に生産し, かつ最多の純益を得るの目的を以て定めることに改訂された。

これは収穫保続と特種樹種の収穫最多と純益最多とを目的とする折衷的輪伐期と称し得べく, 各要素の尊重の程度の如何により相当の幅を有する輪伐期と見ることが出来る。また年伐案並びに連年造林案の項を簡単にした。

なお前規程に於ては, 一作業級の平均林令が未だ輪伐期の半ばに達せざる時はその達する迄主伐を差控えるよう伐採の制限があったが, この制限を削除せるのみならず, 林相の改善を要する森林に対しては収穫の中止せざる様注意して整理期を選定することとした。

これは当時老令の闊葉樹天然林多くして樹種の改良を要するもの多き実情に鑑み, 改訂追補されたものと思われる。

(ハ) 連絡通牒

明治 32 年 9 月 9 日訓令第 42 号で, 国有林野施業案の編成規程の制定と共に, 明治 24 年本省訓令第 17 号施業案編成心得は廃止されたが, 既に認可を経て実行中の施業案は検訂期迄の年伐案の編成, 連年造林案の編成に関する規程のみを適用することに定める等, 兩規程の運用に關し円満に移行する様明治 32 年 9 月 21 日林野整理局長・山林局長通牒発第 169 号を通達した。なお施業案編成規定 (32 年 9 月 9 日) に於ては, 森林図式を別途制定することとなつたが, 早速に実現困難のため, 明治 33 年 4 月 30 日山林局長・林野整理局長通牒発第 971 号で 2, 3 の増補をなして, 明治 24 年本省訓令第 17 号の森林図式を準用することとした。

(ニ) 簡易施業案

明治 35 年 4 月に国有林施業案編成規程の改正が行われ簡易化されたが, この程度の改正では効果がなく依然業務は渋滞し前途の見込全く立たざるため, 前節で述べた如く明治 36 年 7 月 31 日 (1903 年) 農商務省訓令第 7 号を以て従来の規程 (35 年 4 月制定) 第 9 条に補則として経済上不優位の森林もしくは, 綿密な調査を要しない森林に対し極めて簡易施業案の編成

をなし得ることとし、かつこれを大部分の森林に適用して業務の進捗を計った。また同日林発第 1705 号内訓が発せられ、簡易施業案を編成する場合は明治 35 年 12 月省内訓林発第 1593 号第 6 条の報告に、簡易施業案を編成せる事由を附すこととなった。

簡易施業案の内容は次の様である。

森林調査に於ては地位、土壤性質、作業種、疎密度、林令、成立、材積、平均成長量、並びに林位の調査を省略し、唯簡易なる方法により作業級を通して令級別に現在材積を調査し（註：おそらく想定に終るだろう）、森林調査簿の末尾に記入し、標準地材積調査表及び標準木材積調査表を廃し、面積は町単位とし、面積簿を作らず小班所在の町村字名は別冊として森林調査簿に添付し、また林相複雑ならざる時は林相図も省略し、伐採列区内の伐採順序の制限を廃し、また第 1 施業期に編入せる伐採予定林分の材積は現在材積をそのまま掲げる等思い切って簡単にされた。

（ホ） 施業案編成未満林取扱準則

簡易施業案の訓令を見た翌年、これに呼応するが如く明治 37 年 4 月 28 日（1904 年）林発第 209 号内訓施業案編成未満林取扱準則が制定された。これは施業案の編成がおくれたため、編成未満林の主産物処分予定案調製に必要な措置であった。主産物処分予定案を作るためには、将来保続的収穫を確保するため大体の見込を以て事業区に似た予察事業区を作り、その地勢、見込面積、主要樹種、輪伐期、現在見込材積並びに林令分配の関係、その他施業関係事項等を調査し、作業級の観念で予察作業級を作り、作業種は皆伐喬林、択伐喬林、矮林、中林、の 4 種に分ち、輪伐期は主として現在立木、林相に基づいて定め、将来に於ける施業方針の著しく異なる場合は、これが見込の伐期をも参酌し、年伐面積 (i) の算定は、択伐作業以外のものは $i=F/u$ (u は輪伐期)、中林作業では下木の輪伐期 (F は立木地面積) とし、 $u/2$ 年以上の林分面積が立木地面積 (F) に対し 5/100 以下（その十分率を p とす）である時は前式に $p/5$ を乗じて算定し、択伐作業に於ては毎年の択伐区域は F/l (l は回帰年) とし、有価樹種のみ選伐する場合は l に依らず伐採期間の年数 (n) を以て立木地面積を除して求める (F/n) 。しかして伐採面積は事情により 30/100 迄の増減を許容し得ることとした。過熟林分大部分を上の更新を急ぐ場合は整理期を設け、他の作業級の状況を参酌し、輪伐期の半数以内に短縮した年数を以て年伐面積を算定し得ることとした。

（ヘ） その他の法令通牒

以上の如く編成業務を急いだため、経済上優位なる国有林は大部分施業案並びに簡易施業案の編成を終え、残った森林の施業案編成業務の急速なる進捗を計るために、明治 39 年 4 月（1906 年）農商務省訓令第 7 号を以て従来の施業案編成規程（35 年訓令第 6 号）を一部改正したが、内容は、前規程制定以来通牒その他により改正されたものを一括整理改訂したものである。なお明治 38 年 11 月 10 日発された林発第 318 号施業案実行上特殊取扱に関する達は 39 年 6 月 26

日林発第 200 号達で一部修正緩和されたが、その後実地に適用されること殆んどなく明治 41 年林発第 298 号で遂に廃止された。また明治 35 年 12 月林発第 1592 号内訓を以て制定された「施業案の編成及び整理手続」は、その後小修正をなしたが、39 年 4 月訓令第 7 号の施業案編成規程の改正に伴い一括整理改訂することを必要とし、明治 39 年 4 月 11 日林発第 91 号内訓が発されたが、内容は大体既述のものを整理したものである。

(6) 保安林の施業案

保安林の施業案に関しては、明治 33 年 10 月本省訓令第 37 号保安林取扱心得に基づき、明治 35 年に制定された国有林施業案編成規程によって編成する様指示された。

第 2 節 御料林施業案編成

(1) 総 説

御料林の施業案編成は境界測量が明治 27 年度着手、40 年終了の予定で実施された故、これと併行して第一期事業として明治 31 年要急施業案編成地区の計画を立て、明治 32 年「御料地施業案編成準則」を設けて着手し、40 年迄（9 カ年）約 40 万 ha の編成を終え、残余の御料地全部に対し第二期事業として明治 41 年より 20 カ年間の予定で施業案の編成を計画し、昭和 3 年（21 カ年）これを完了し、111 万町歩の施業案を編成した。明治 43 年従来の施業案編成準則を廃して「御料林施業規程」並びに「御料林施業案編成手続及検訂手続」を制定して実行し、また昭和 11 年御料林施業規程を改正し、これに施業案に関する諸規則を合併して御料林施業案編成手続及び検訂手続を廃止した。

(2) 施業案編成機関

施業案編成業務は明治 31 年 12 月 22 日（1898 年）新設、32 年 1 月 1 日実施された本局設計課に属し、大正 3 年設計課は廃されて林務課が置かれる迄つづいた。以後林務課の業務に属し、終戦迄継続して終始一貫本局直属の業務であった。

(3) 施業案編成業務並びに成績

明治 22、23 年度に官林及び官有林野より御料地に編入されたものは台帳面積で内地御料林約 157 万町歩、北海道御料林約 200 万町歩、合計 357 万町歩であったが、明治 27 年（1894 年）北海道御料地中約 137 万町歩を政府に下附した結果、御料地は 220 万町歩となり、存廃区別の結果約 23 万町歩を廃棄し更に境界査定測量の結果、実測面積約 1,603,000 町歩（台帳面積 200 万町歩）となった。

施業案編成以前に於ては伐採の基準を定め得ず、御料地編入当時は官林時代の習慣により節伐主義により用材燃材共各 20 万 m³ 内外を伐採し、官行研伐も僅に 2 万～4 万立方米に過ぎなかつた。ただ濃尾大震災の復興材として一時多量の立木を特売したことあるも異例のことである。しかし日清戦争以後は産業の隆盛と共に木材の需要増加し、材価も騰貴して戦前の 3 倍に及び、また施業案の編成を終った事業区も増して伐採量の基準を得た故、毎年の伐採量も逐次多くなり、

明治末期に於ては 30 年頃の約 3 倍となり用材 90 万 m³, 燃材 40 万 m³ に及んだ。造林事業も官林時代は小面積の肥沃地にスギ, ヒノキ, マツを植栽したくらいで御料地編入当時の造林地は

第 3 表 施業案編成年度別成績表（第一期事業）

年 度	事 業 区	面 積
32	7	27,674町歩
33	13	53,682
34	6	43,672
35	6	48,595
36	9	33,569
37	4	20,870
38	11	40,365
39	15	65,604
40	7	69,995
計	78	404,116

総計 500ha に過ぎない有様であった。御料地の大部分は森林經營を目的とすべき林地である。それで御料地の存廃區別、境界査定実測が済み次第施業案を編成して御料林 100 年の計を立てた。御料地の疆界測量は明治 27 年着手、40 年終了の予定を以て実施されたので、測量の終了せる地区より漸次施業案の編成に着手することとし、第一期事業として明治 31 年（1898 年）施業案の編成を急ぐべき地区の計画を立て、翌 32 年御料地施業案編成準則を制定して編成に

着手し、明治 40 年迄に約 40 万 ha の施業案の編成を終了した。その年度別成果は第 3 表の通りである。

次いで第二期事業として明治 41 年より 20 カ年計画で残余の御料地全部約 110 万町歩に対し施業案の編成に着手した。なお北海道御料林は人跡未踏の地多く、かつ台帳面積過小にして実測すれば面積は著しく増加する見込であったが、疆界査定測量の実施困難にして未済のまま終ったため施業案の編成も実施されなかった。そこで明治 31 年より 5 カ年の予定で一応森林の概況を調査していわゆる仮施業案を作り伐採区の標準を決定した。仮施業案は境界確立せず、面積、材積その他全く見込なるため極めて概略なるものであった。

（4） 施業案編成基準

前記第一期事業の施業案は「御料地施業案編成準則」及び「施業案調査心得」により編成されたもので、まず明治 32 年の施業案編成準則の要領は次の通りである。

總則第一条に「御料林の經營は生産保続の要旨に基き勉めて収益の増殖を図るを目的とする」と定めた。従って用材林に於ては収益の最多なる時期、薪炭材に於ては材積収穫最多の時期を以て正当輪伐期を定めて經營する方針を規程に於て明らかにしている。森林区劃に於ては一事業区の面積を 500~10,000 町歩と定め、事業区内に植伐の順序を整理するため輪伐区を設け、その面積は成るべく事業区面積の 10 分の 1 以上とし、区劃班（林班に同じ）の面積は平地に於ては 20~50 町歩、山地に於ては 20~200 町歩と標準を指示し、人工区劃線は幅員を 1~2 間とし、主線、副線を設け、大方の区劃班は直方形として副線に接する辺は主線に接する辺の 2 倍とし、林相班（小班に同じ）は林業外地は勿論樹種並びに作業種、地位、林位の異なる毎に、また林令の著しく異なる毎にこれを設けることとしたが、その面積が区劃班の 20 分の 1 以下なる時は区分するを要しない。なお林業外地とは農業地、貸付地、施業制限地、不生産地等をいう。輪伐区の

番号はローマ数字を用い、区劃班の番号は事業区を通じ、輪伐区の順序に従い、アラビア数字で附し、順序は輪伐区、区劃班共西北端より東北の方向に並行して進む様にする。森林測量に関しては事業区界、輪伐区界、及び主要なる区劃班界はなるべく経緯儀を用い、区劃班界(輪伐区界)の主要なる点には石標、木標、立木標を設け、林相班界は標杭或は立木で指示する様規定し、普通測量と同時に地形測量をも施行することとした。

国有林では手をつけ得なかった地形測量を併せ行うこととした事は、当時陸地測量部で地形測量を行い、熟達せる技術者を求め得た関係があるとはいえ、後年施業上得られた便宜は多大であった。林野調査（森林調査に同じ）の内、地況調査に於ては、土地の方位並びに比隣の状況の外、傾斜は平坦（5度以下）、緩斜（10度以下）、中斜（20度以下）、急斜（30度以下）、峻嶒（45度以下）、絶峻（46度以上）に分から、土壤の種類は壤土、埴土、砂土、礫土、壟土に区分し、土性については、深浅は深、中、浅に、結合度は堅、軟、鬆に、湿度は乾、適、湿に分かれ、地位は事業区を通し、上上、上、中、下、下下の5階級に分かつこととした。林況調査は、樹種、作業法、疎密度、林令、成立、材積、成長量、林位を調査し、樹種により単純林、混淆林に分から、混淆林は更に群状、帯状、点状の3種に区分し、混淆歩合は材積、面積または本数で示し、作業法は喬林、矮林、中林の3種に分から、更に喬林を抾伐作業、皆伐作業、区域抾伐作業に分から、更に説明を加え、疎密度は密、中、微疎、疎、区疎の5種に分から、立木数が中度の2割以下の時は未立木地として取扱い、林令は樹令の差少なき時は標準木の平均年令により、樹令の異なるものは材積、面積、本数の割合により平均年令を計算し、著しく異なるものは大部分の樹令の平均林令によることとし、老幼2級の林令のものは各々別に調査し、材積調査は既往の実績により得るもの除き、輪伐期の半数以上のもの、及び第一施業期に伐採すべきものは標準地調査または毎木調査により、その他は目測または比較調査とし、標準地の面積は0.3～0.1町とし、成るべく正方形に選び、計算は全本数を直径によって5階級以下に区分し、標準木を選び階級法によって材積を求める。その際標準木は各級に普通1本とし、2間に玉切りしフーバー氏法によって材積を求める等詳細に規定し、また材積は主要なる樹種、存置木、針葉樹と闊葉樹、更新期に於ける老木と幼木、中林に於ける喬木と矮木（上木、下木に同じ）とは各別に算定し、成長量は平均成長量を算定することとし、全般を通じ、森林調査はドイツに於て行われているものを模倣し、かつ調査規準を指示して誤りなきを期したものであった。一般に調査すべきいわゆる施業関係事項についても詳細に調査事項を掲げて余す所なく、将来の施業計画に付、作業級設定に関しては、構成因子たる樹種、作業法、輪伐期、もしくは循環期（回帰年に同じ）に付、取扱方に充分なる注意を附加し、作業種は喬林作業、矮林作業、中林作業に分から、更に喬林作業を抾伐作業、皆伐作業、区域抾伐作業に区分した。しかして保安林に対しては抾伐作業を原則とし、事情により区域抾伐作業を採用し、現在樹種の改良、その他人工更新を利益とする森林には皆伐作業を行い、国土保安その他施業上必要なる場合には抾伐によるべきことを指示し、輪伐期に関して

は用材林は収益の最多なる時期（連年平均の収入より施業上の総経費を差引きたる見積残額の最多なる時）を以て正当輪伐期とし、薪炭林にあっては材積収穫最大なる時を以て正当輪伐期とすべきこと、並びに両輪伐期算定には間伐収入を加算すべきことを明らかにしている。「正当輪伐期」とは理論上計算して得られる輪伐期である。但し神宮備林及び特殊の用材林は各その目的に適すべき正当輪伐期を設ける。なお御料林に於ては将来起るべき特殊の需要に備え常に予備蓄積を保有する目的を以て、喬林に於ては 10~20 年、矮林及び薪炭林に於ては 5~10 年を正当輪伐期に加算して実際輪伐期とする様決定されている。その他供用材の実際輪伐期は次の様な大体の標準が指示されている。

(a) 矮林及び薪炭樹種喬林	15~ 40 年
(b) マツ、カラマツ類及び闊葉樹種喬林	50~100 年
(c) スギ、ツガ、モミ類	60~120 年
(d) ヒノキ、アスナロ、サワラ、コウヤマキ	80~160 年
(e) クスノキ、ケヤキその他特殊の用材を目的とする樹種	100 年以上

その他抾伐作業に於ては、各樹種施業上の取扱を異にする時は各別に輪伐期を設け、保安林に於ては正当輪伐期にその半数を加えて実際輪伐期とし、喬林及び中林喬木（上木）の実際輪伐期は 5 の倍数とし、喬林抾伐作業の循環期はその実際輪伐期の整数分とし、保安林の施業に於ては循環期を 20 年と定め、区域抾伐作業に於ける更新期は 20 年以内と指定されている。施業期は喬林作業に於ては 20 年、矮林作業に於ては 10 年とし、一施業期は前後両半期に区分する。中林に於ては喬林を主とするか矮林を主とするかによって施業期間を定める。施業期編入に関しては、(a) 砍伐の順序、(b) 各施業期に伐採すべき面積並びにその位置、(c) 第一施業期前後両半期に伐採すべき樹種、平均伐期及び材積を定めねばならない。伐採量の算定は、喬林及び喬林を主とする中林に於ては成るべく次に掲げる成長量法による公式を用い、第一施業期前後両半期の主伐材積を平均し（なるべく面積も均等にし）、第二施業期以後は面積平分法で各期の伐採面積を均等ならしめる様取扱い、矮林及び伐期 40 年以下の喬林または樹種の改良を要する喬林及び矮林を主とする中林は、面積平分法により伐採標準量を算定する。また第一施業期前後両半期の伐採材積を均等ならしめるよう注意を払う。

成長量法の式は下記による。

$$E = \left(\frac{M}{u} + \frac{z}{2} \right) \times 20$$

但し、 E : 第一施業期間の主伐材積

M : 総材積

u : 輪伐期

z : 総平均成長量

成長量法による場合も面積平分法による場合も、指定伐採量は標準伐採量の1割以内の増減が許されている。

抲伐喬林作業に於ける一抲伐区域内の抲伐額(P)は次式で求める。

$$P = \frac{2m}{n+1}$$

但し m : 抲伐区域上の総材積

n : $\frac{\text{輪伐期}}{\text{循環期}}$

次に未立木地の取扱については、喬林では10年以内に、矮林では5年以内に造林見込のものに限り当該輪伐期間の伐採面積に加算し、樹種の改良を目的とする森林では将来輪伐期の2分の1以上の施業期間に現存林を伐採し得ることとし(註: 整理期に同じ)，同一作業級の平均林令が未だ実際輪伐期の2分の1に達しない時は該年令に達する迄主伐を休止し得る様定め、離伐の材積は主伐材積とみなし、間伐本数は現在本数の2割を越えることを得ずと規定し、すこぶる過伐を警戒している。伐採順序に関しては、輪伐区を基とし、一輪伐区内の各作業級に於ては喬林は20年以内、矮林及びこれに準ずる作業では10年以内で適宜隔年の輪伐作業を施すこととし、伐採順序は暴風の方向と反対に進むべきこと、離伐をなすべき場合迄注意を与えていた。造林方法は作業法と関連し、施業上人工更新を要する場合を除き主として天然更新によることとし、伐採跡地は5年以内に、現存未立木地は20年以内に造林するよう規定し、矮林では施業上必要なる場合の外、2種以上を混淆造林する様指示し、苗木植栽は1町歩当たり3,000~6,000本を植栽し、疎伐は15年以上の林分に施行し、防火線、砂防工事の施行に及んでいた。終りに報告書即ち施業案説明書に記載すべき事項を詳細列記して、整理に便している。施業案(伐採案)に基づき今後20年間に植栽及び播種すべき面積及び位置より造林基案を調整する(なお施業案編成未了林に対しては造林基案のみ調整する)。しかして施業案(伐採案)、造林基案共一施業期毎に更正し、半施業期毎に修正するものとする。施業案の図簿としては森林図、基本図、林業図(林相図)、施業図、地形図、面積簿、林値簿である。

次に明治32年3月27日第1849号設計課より局長へ伺い定めた「施業案調査員心得」は、施業案調査員に対し施業案編成準則に示された業務上の注意並びに手続等を指示せるもので、主な事項は次の様である。

施業案編成一組は主査1名、主査補2名とし、2組または3組毎に監督1名を置く。但し主査1名、主査補1名を以て一組とすることもある。調査員は国有林同様施業日誌に内外業の要領を記入し、毎月の施業行程を翌月5日迄に報告せしめ、調査員は実地調査のため一組に対し外業1日に付平均11人以内の人夫を傭役し得ること、並びに主査及び主査補各1人を以て一組となした時は外業1日に付平均7人以内の人夫を傭役し得ること等が記載してあるに過ぎない。

第3章 大正元年～昭和13年（第三期）

第1節 国有林施業案編成

（1）施業案編成業務並びに実行成績

前述したように明治37年9月施業案編成計画を変更し、最終年度41年を繰り下げる44年度迄とし（13カ年計画となる）、簡易施業案編成規準を設けて業務の促進を企図し技術者陣容の整備、従業官吏の熟達と相俟って明治42年度迄に216万町歩の編成を終り、予定数量を超過するに至ったが、明治32年計画当初に於て経済上不優位のものと認め計画外に置いた森林も、時勢の変遷により施業案の編成を必要とするに至ったため、他の特別経営事業の変更と共に明治43年3月19日（1910年）大臣の決裁を経て継続期間を1カ年延長し45年迄とし、編成面積1,424,422町歩を追加し、経費は663,107円を減じ、明治45年に至り不要存置林野の売払業務は遅滞して、一般特別経営事業の終期である明治47年度迄にお賣払うべきもの28万町歩あって実行困難であるのみならず、予期の収入を挙げ得ず、また未立木地の造林、林道の開設等多大の経費を要するもの多きに鑑み、森林資金の関係上、特別経営事業を全般的に明治52年（大正8年）度迄に延長し、施業案に関してはその結果明治46年度より52年度迄に編成面積209,905町歩、検訂面積2,592,264町歩、経費576,892円を計上して計画された。しかして編成業務は着々進行し、大正2年（1913年）度迄に387万町歩の施業案を編成し、全要存置国有林中、僅かに小笠原群島、琉球列島、薩南諸島その他各地に散在する小面積の森林を残すのみとなり、一応の終結を見たのである。しかし本計画は元来大臣或は閣議の決議を経て実施されたものでなく、また大正3年度より引き続き施業案の検訂業務があるのみならず、簡易施業案及び明治39年4月本省訓令第7号により編成されたものは不備の点多く、これを補正する必要もあってそのまま特別経営事業として他の業務と共に継続することとなり、明治45年度改訂の計画より2カ年延長し、大正10年度一般特別経営事業打切迄、本事業としての施業案編成及び検訂業務を続け、以後経常的なものとなった。

次に明治32年度より大正10年度に至る23カ年間に於ける特別経営事業による施業案編成並びに検訂の成績を表示し、計画と実行とを対照すれば第4表の様である（なお明治41年度の毎年の成績その他の対照表は前期に掲げた）。

施業案編成規程に関しては、本期に入ってからは明治43年5月農商務省訓令第13号を以て、小部分に対し修正を行ったに過ぎない。大正に入って業務の内容充実し、案の編成並びに運営も次第に熟達し施業案編成規程の補正を要するに至ったけれども、従来の本業務に関し発された訓令、内訓、通牒等を整理し、大正3年8月22日（1914年）農商務省訓令第9号を以て国有林施業案規程が制定された。本規程は業務課長松波秀実、施業係長小林正旭が中心となり、東京帝国大学教授右田半四郎が顧問となり草案されたものである。本規則に於ては、国有林の経営は森林

第4表 施業案編成成績計画実行対照表（特別経営事業）

期 間	当 初 計 画	自明治32年度 至明治41年度	10カ年
	実 行	自明治32年度 至大正10年度	23カ年
	増 加		13カ年
面 積 (括弧は検訂面積)	当 初 計 画	2,112,000	町歩
	実 行	(4,310,272)	町歩
	増 加	4,106,501 (4,310,272)	町歩 町歩
経 費	当 初 計 画	2,355,575	円
	実 行	2,526,125	円
	増 加	171,550	円

を法正の状態に導き、その利用を永遠に保続し、国土の保安その他公益を保持するを目的とし、輪伐期は最多の純益を得るを目的として選定するを原則とし、特に国が必要とする材種の生産及び間接の効用を目的とする森林は夫々これに適応する輪伐期を設けることに改められた。前規程と比較するに、経営の目的に国土の保安その他国有林の公益性を重視して追加し、輪伐期に関しては前規程の折衷的で漠然とした輪伐期を改め、純益最多の輪伐期を採用した。當時欧州に於ても、自由主義経済の発達と共に林業もその企業性が強調され、土地純収穫説が隆盛となり、経理方式として林分経済法が勢力を得た時代であったため、その影響を受けたことも否めないであろう。

大正 11 年度（1922 年）より経常部に移った本業務は、要存置国有林の 10 分の 1 宛即ち約 41 万町歩約 32 事業区の検訂を毎年施行し、或は施業案の臨時検訂、一部修正を交え、或は局部的な新編成を行いつつ次期を迎えたが、特殊の事情で施業案編成未満であった国有林中、本期編成を終ったものは小笠原諸島と青森県屏風山国有林である。

（イ） 小笠原事業区施業案編成

施業案編成未済のまま経過した小笠原諸島の国有林は、時勢の変遷と共に正規の施業が要求されるに至り、大正 12 年度より施業案実施の見込を以て大正 11 年度新編成を行い、図簿調整中のところ、同 12 年 9 月関東大震災に遭い、関係書類を全部焼失し、改めて新編成を行うこととなり、ややおくれて大正 15 年施業案を編成、翌年より実施したが、国有林は小笠原列島各所にあって要存置林 3,807.9839 ha、不要存置林 3,500.8792 ha、裸地 308.8631 ha である。この要存置林を以て小笠原事業区を設定したが、立地甚だ悪しく正規の伐作業を行い得る所は僅かに 830ha に過ぎない。

（ロ） 屏風山事業区施業案編成

青森県西津軽郡屏風山国有林は殆んど官地民有林で、一時不要存置林となつたが、海岸の防風保安林なるため存廃未定地となり、次いで要存置林に変更されたものである。これがため久

しく施業案の編成を見なかつたが、昭和13年始めて施業案を編成し屏風山事業区を設定した。事業区面積は4,680.3568 haで保安林としての施業が指定されている。

(2) 長大材生産計画

国有林の使命は一般の林業経営を行う外、全国の木材需給を円滑に調節し、また艦船用材、車輛用材、橋梁用材その他特殊の用途に供せられる国所要の長大材並びに特殊広葉樹材の供給も確保し、将来不安ながらしめることである。国有林野特別経営事業開始当時、閣議決裁を経て、この目的を確立し同時に「特殊用材たるケヤキ、クス並びに巨材を仕立てるべき目的のヒノキ、スギ、マツ等の輪伐期は20年以上に定むべし」と明示し、大正3年(1914年)制定の施業案編成規程に於ても輪伐期選定に関し、この点が考慮されている。しかしてケヤキ、カシ、クルミ、シオジ、ナラ等の特種樹種の増殖及び保続については、施業案編成に当り、択伐的取扱いをなす森林並びに針葉樹用材生産を目的とする皆伐林より将来の供給を計り得るが、針葉樹長大材の生産は特別なる施業措置を講ぜねば目的を達すること困難である。それで国防上、産業上於ける将来の需給に關し調査を重ね、歐州戦乱の事例その他諸般の事情を研究遠観してこれが生産計画を樹立し、第5表の如くスギ2万町歩、ヒノキ1万町歩、マツ1万町歩、ヒバ1万町歩、計5万町歩を以てこれに當て、大正8年2月7日(1919年)林発第137号通牒を以て指令された。

第5表

大林区署	生産森林面積(町歩)				
	スギ	ヒノキ	マツ	ヒバ	計
青森	3,000	1,200	2,300	10,000	16,500
秋田	5,000	900	1,700		7,600
東京	6,500	3,300	3,300		13,100
大阪	1,800	900	1,400		4,100
高知	900	900	400		2,200
熊本	800	800	400		2,000
鹿児島	2,000	2,000	500		4,500
計	20,000	10,000	10,000	10,000	50,000

長大材生産の手段として、施業案に於ては長期輪伐作業級を設け、輪伐期はスギ200年、ヒノキ250年、マツ200年、ヒバ250年とし、作業級の面積は、一事業区に於てなるべくスギ、マツは200町歩以上、ヒノキ、ヒバは300町歩以上とし、作業級の組織は、一定令階以上の特定林分と普通作業級中に含まれる上記の一定令階以下の不特定林分より成り、特定林分の更新に伴い、当該林分とこれに相当する面積の不特定林分とを相互に振り替えるものとする。即ち法正年伐面積の関係は次式の如くである。

$$i_1 = \frac{f_1}{u_1 - m}$$

$$i_2 = \frac{f_2 - mi_1}{u_2} = \frac{f_2 - (mf_1/u_1 - m)}{u_2}$$

もし $m = u_2$ とすれば

$$i_1 = \frac{f_1}{u_1 - u_2}$$

$$i_2 = \frac{f_2}{u_2} - i_1$$

但し、特定林分面積…… f_1 、輪伐期…… u_1

年伐面積…… i_1 、また不特定林分の限界令階…… m

普通作業級の面積…… f_2 、輪伐期…… u_2 とす。

しかし検訂期に於ては特定林分中、当該施業期間に伐採更新せる林分と普通作業級に帰属せしめ、普通作業級中予め前検訂期に於て選定した林分を特定林分に繰り入れる。また次検訂期に於て、特定林分に指定すべき林分を予選し、また特定林分被害その他により大材生産に不適当となった林分はこれを普通作業級の林分と振替えて特定林分の確保に努めるのである。また特定林分の年令はスギ 70 年以上、ヒノキ 80 年以上、マツ 60 年以上、ヒバ 120 年以上とし、特定林分新設のため当該事業区の年伐量に激減を來さない様注意し、漸次長期輪伐作業級の完成を期することとした。本通牒の一部に於て広葉樹の大材生産については施業案で対策は計画されているが、大材生産の見込ある林分はなるべく保存する計画を立て、伐採順序もなるべく現実林の林木を保存する様取扱い、未熟林分は伐採を見合せ、保存方法を講ずる様指示されている。本計画はその後実施の結果、林相並びに立地の関係より各大林区署間の樹種割当面積に多少の相違を見たが、着々進行して大材の蓄積を確保しつつあった。昭和時代に入り択伐作業の隆盛と共に本計画に多少の動搖を来たしたが、間もなく戦時態勢の強化と共に本来の使命に応じて逐次軍需用材に供給され、ことに次期に於て大部分は伐採された。

(3) 保 護 林

国有林が社会公共の福祉公安を図るべきはその一大使命とする所であるが、国有林中には保安林、砂防指定地等法令により施業法を指定されているもの以外にも次の事項に該当するものは、これを保護する必要あるため保護林に編入し、自ら進んで施業に制限を加え、必要に応じては積極的に道路その他の施設をなし、公共の福祉を計ることとし、大正 4 年 6 月 7 日 (1915 年) 林発第 1444 号山林局長通牒が発された。但し将来とも保安林に編入するを妥当とする程度のものは保安林に、その要求度やや低きものは保護林に編入する建前である。保護林に編入すべきものは次に該当するものである。

(一) 保安林又は之に準ずべき林相を有する森林若くは其他の箇所にして学術又は森林施業上の考証として必要なるもの。

(二) 汽車、汽船、其他主要なる道路又は地点より望見し得る林分にして著名なる景勝地の風致を保持助長するため必要なるもの。

(三) 名所、旧跡の風致を保持助長するがため必要なるもの。

(四) 公衆の享楽地又は将来公衆の享楽地となるべき見込充分なる箇所の風致を保持助長するに必要なるもの。

(五) 旧記、伝説に依る名木及未だ人口に膾炙せざるも、その形態大きさ、樹令に於て名木に準すべきものにして風致又は学術の考証上必要なるもの。

(六) 高山植物の生育せる区域にして学問の研究上必要なるもの。

(七) 学術研究又は其の他の目的に依り保護を要する鳥獸の繁殖上必要なるもの。

(八) 医薬又は工業用の特殊の植物及学術又は経済上最必要なる土石の保存若くは淡水生動物養殖上必要なるもの。

本通牒以来漸次保護林の設定を見、大正 10 年 10 月末には合計 48 カ所、面積 34,637 町歩に及んだ。その種類別箇所数、面積は第 6 表の通りである。

第 6 表 保護林一覧表 (国有林) (大正 10 年 10 月末現在)

種別 大林 区署	学術参考 ⁽¹⁾		風致維持 ⁽²⁾		名所旧跡 保 存 ⁽³⁾		享楽地保存 ⁽⁴⁾		高山植物 保 存 ⁽⁶⁾		名木保存 ⁽⁵⁾		合 計	
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
青森	6	1,645.64	—	—	1	49.61	1	7,770.40	3	2,857.69	—	—	11	12,320.64
秋田	—	—	2	180.58	—	—	—	—	—	—	—	—	2	180.58
東京	—	—	—	—	—	—	1	11,144.40	2	2,615.02	—	—	3	13,759.42
大阪	5	5,091.29	—	—	3	395.90	—	—	—	—	—	—	8	5,487.19
高知	5	399.82	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	399.82
熊本	2	687.96	4	278.86	1	17.30	—	—	—	—	—	—	7	984.02
鹿児島	5	1,197.23	2	117.34	1	27.48	2	162.62	—	—	1	0.20	11	1,505.88
合計	23	9,021.94	8	576.78	6	487.59	4	19,078.42	5	5,431.71	1	0.20	47	34,637.55

備考: (1) 種別欄 (1), (2), ……は保護林の種類を示す。(2) 面積の単位は町。

その後更に 11 カ年を経過した昭和 7 年 3 月末現在に於ては、第 7 表の如く 93 カ所、面積 107,771.04 ha に増加した。

(4) 水源林の施業協議会

歐州大戦後産業界の勃興と共に水力発電事業各所に起り、水源涵養の益々重要なを感じたので、今後に於ける水道の給源、耕地の灌漑をも考慮して大正 10 年 (1921 年) 各大林区署施業案主任技師を山林局に集め、広く水源林の施業方針その他各般に亘り注意すべき事項を指摘して将来的施業に備えたが、具体的には未了の事項もあるが、決定した協議事項は次の通りである。

甲、水源に属する国有林の施業上注意すべき事項

(一) 国有林の一般水源林に対する関係程度

大体事業区を基本として左記各項を考慮して施業計画を按排する。(イ) 河川の一般的観察, (ロ) 水源涵養の目的, (ハ) 流域内河川水利上の沿革, (ニ) 流域内所有別山林原野面積, 林況, 地況と施業状況, (ホ) 流域内各種保安林の面積並に分布, (ヘ) 流域内砂防指定地, 開墾禁止制限地, 荒廃地, 復旧地等の面積, 治水工事の状況, (ト) 国有林の水源涵養状況, (チ) 国有林以来の森林の施業に関する改善意見。

(二) 国有保安林の編入解除

(イ) 水源林にして次記各号の一に該当するものは保安林に編入すること, (1) 森林の状態

第7表 保護林一覧表(国有林) (昭和7年3月末現在)

種別 大林 区署	学術参考 ⁽¹⁾		風致維持 ⁽²⁾		名所旧跡保存 ⁽³⁾		享楽地保存 ⁽⁴⁾		名木保存 ⁽⁵⁾		高山植物保存 ⁽⁶⁾	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
青森	13	1,522.03	—	—	4	147.28	1	7,303.76	—	—	5	6,262.06
秋田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	3	92.66	—	—	1	251.58	—	—	1	481.35	3	15,706.79
大阪	8	8,599.04	—	—	1	64.18	2	329.66	—	—	3	28,342.94
高知	6	417.80	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	15	5,289.02	—	—	4	236.92	—	—	3	3.31	—	—
合計	45	15,920.55	—	—	10	699.96	3	7,633.42	4	484.66	11	50,311.79

種別 大林 区署	鳥獣保存 ⁽⁷⁾		土石・淡水性 動物保存 ⁽⁸⁾		(1)(2)		(1)(3)		(1)(4)		(1)(6)	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
青森	—	—	—	—	—	—	2	2,200.35	—	—	1	1,108.33
秋田	—	—	—	—	1	63.72	2	144.35	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	10,906.73
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	1	25.01	1	11,611.61
高知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	—	—	—	—	1	83.09	4	149.77	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	2	145.81	8	2,494.47	1	25.01	3	23,626.67

種別 大林 区署	(4)(5)		(4)(6)		(1)(3)(4)		(1)(4)(6)		(2)(3)(4)		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
青森	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26	18,543.81
秋田	—	—	—	—	—	—	1	953.30	—	—	4	1,161.37
東京	—	—	1	833.48	—	—	—	—	—	—	10	28,272.59
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	48,972.44
高知	—	—	—	—	1	30.37	—	—	—	—	7	448.17
熊本	1	2.75	—	—	1	4,525.46	—	—	1	83.34	30	10,372.66
合計	1	2.75	1	833.48	2	4,555.83	1	953.30	1	83.34	93	107,771.04

備考: 1) 種別欄(1), (2)……は保護林の種類を示す。(1)(2)とあるは(1)及(2)の両目的を有するもの。

2) 面積単位は ha。

其の宜しきを得ず特に積極的に改良を計る必要あるもの、(2) 水利に関する顕著なる公益のため水源林として指定し、その保護を厳重とする必要あるもの、(3) 土砂軒止及び地の保護に重きを置きその使用収益を禁止し、又は制限する必要あるもの。

(ロ) 保安林編入に当りては、其の編入面積及施業法に付(一)の各項を考慮して之を定むること。

(ハ) 既設保安林に対しては(一)の各項を考慮して其の編入面積及施業法を検討すること。

(三) 其他の事項(乙の事項を参酌すること)

乙、水源涵養に重大なる関係ある国有林の施業上注意すべき事項

第一、森林調査に関する事項

(一) 一般の気象調査を一層精密にし、且之に関する綜合的観察をなすこと。

(二) 地況並林況調査に当っては流域別につき、特に次記各号を精査し、現在に於ける流水量の調節状態より将来に於ける水源涵養上の効果を観察すること。(イ) 森林の方向、傾斜及土質等、(ロ) 基岩の構造、断層の状態、地層の走向、傾斜、渓谷の種類(例えは縦谷、横谷、野渓の状態等)、(ハ) 地被物の保水状況(例えは落葉、枯木、蘚苔類等の厚さ、林地の乾湿度)、(ニ) 林相別、令級別、面積及立木の保水状況等。

第二、施業仕組に関する事項

(一) 樹種 樹種の選定に当っては、次記各号を参酌すること。(イ) 林地に最も適するものなること、(ロ) 其の他の事項、(1) 森林を鬱閉すること早くして強く且鬱閉を持続し得べきものなること、(2) 包水量の多き地被物を可成多量に生じ易きものなること、(3) 深根性にして根量多きものなること、(4) 葉面の蒸散量少きものなること。

(二) 作業種 作業種の選定に当っては特に次記各号を参酌する。(イ) なるべく林地を裸出せしめざる作業種を選定すること。(ロ) なるべく混淆林分を造成するの取扱をすること。(ハ) 経済上又は技術上の事由に依り己むを得ざる場合の外なるべく禁伐の取扱をなさざること。(ニ) 水道水源林にありては混牧作業又は混農作業を採用せざること。(ホ) 施業を制限すべき林地(例えは風衝地、岩石地、崩壊の虞れある箇所等更新困難なる林地)雲霧を生じ易き山嶺、湧泉地域等を調査し施業上実行の精確を期すること。

(三) 輪伐期及整理期 (イ) 輪伐期は林木の生長鬱閉等の関係により間接的効用の減退し始むる時期を標準とし直接的効用の関係をも考慮して之を定むること。(ロ) 整理期は特殊の事情に基く場合の外、之を選定せざること。

(四) 伐採列区及伐区面積 (イ) 伐区面積は更新の安全なる程度に小ならしむること。

(ロ) 独立せる水源地に対しては小流域といえどもなるべく別個の列区を設置すること。

第三、施業方法に関する事項

(一) 利用 収穫予定に関しては次記各号に注意すること。(イ) 伐採及運材、(1) 間伐離

伐等の計画を立案し其の方法時期等を明らかにすること。(2) 運材、集材に関しては地表、護岸等の保護方法に付明記すること(例えは放流、山落し、櫓出し等により林地渓谷等を破壊し去るが如き運搬方法の制限等)。(3) 地況調査に於て区分し得ざる小面積の除地、制限地を指摘し、伐採の禁止又は制限を厳密ならしめること。(4) なるべく官行研伐を計画し、跡地更新の安全を期すること。

(二) 森林土木 土木予定案に関しては次記各項に注意すること。(イ) 道路の開設・維持・修繕に付いては特に土砂軒止、崩壊防止に関する注意事項を明記すること。(ロ) 崩壊地に対しては砂防工事、砂防植栽等に付企画すること。

(三) 造林 造林予定案に関しては次記各号に注意すること。

(イ) 地拵及植栽。(1) なるべく火入、焼払等による地拵を禁止すること。(2) 地拵による除却物は適当に処置すること。(3) 地拵の際林地の搔起を必要とする林分にありては其の方法時期等を明記すること。(4) 未立木地、散生地にはなるべく速やかに造林すること。(5) 人工更新に依る林分にありてはなるべく密植主義を探ること。(6) 母樹、保護樹の残存、下木植栽等に付企画すること。

(ロ) 手入及撫育。(1) 天然更新に依る林分にありては実生樹、萌芽、分蘖等の撫育に一層注意すること。(2) 手入に付ては混生別林木の取扱に注意すること。(3) 撫育については其の方法時期に一層注意すること。(4) 禁伐林に対しても常に適切なる手入及撫育の注意を怠らざること。

(ハ) 其他造林に関すること。集材等により生じたる崩壊地に対しては造林の際簡易なる編柵等を施し適當なる樹種の植栽を計画すること。

(四) 森林保護 (イ) 水源涵養林にありては積極的に健全なる林相の形成を期すると共に、消極的保護方法にも一層の考慮を要すること(例えは防風、防虫樹帯、防火線等保護設備の完成)。(ロ) 鉱業及精煉事業に対する取締状況に注意すること。(ハ) 開墾、焼畑、間作等を制限又は禁止すること。

第四、其他に関する事項

地元関係其の他各種の地方的事情に依り施業上蒙るべき影響を考慮すること。

(5) 施業案編成規準

国有林野特別経営事業開始と共に制定された国有林施業案編成規程(明治32年9月9日訓令第42号)はドイツに於ける施業案規程の翻訳的なもので、詳細に亘って規定してあるも日本国情に副わず、漸次改正を重ねて遂に簡易施業案或は明治39年本省訓令第7号による編成をなし得る迄に簡易化され、殆んど施業案と称し得ない程度であったが、大正に入り編成業務の熟達、事務の内容充実と共に施業案に関する從来の訓令通牒等をも整理し、大正3年8月22日(1914年)農商務省訓令第9号で国有林施業案規程が制定されたのである。本規程に於ては国有林經營

の目的は前規程同様なるも、輪伐期は原則として純益最高の時期を選び、特に国に必要なる材種の生産及び間接の効用を目的とする森林に対しては夫々これに適応する輪伐期を設けることを明らかにし、森林区劃に於て準施業制限地を設け、丘陵地、山岳地に於ける林班の標準面積、小班の最小面積限界、区劃線の幅員に関する数字的表示を省略し、地況調査に於ては小班の傾斜は5種、土壤の深度、結合度、湿度は各々3種に区分するも傾斜のみ数字的標準を与えて5種とし、其他に対しては標準を示さず、林況調査に於ては樹種、作業種、疎密度、林令、成立、材積、平均成長量及び林位を調査し、作業種は皆伐喬林、数段喬林、前更喬林、択伐喬林、矮林、中林、竹林の7種に分かつも異令林の平均林令、樹種の混淆に関する具体的標準を示さず、実地調査者の判断に依ることとし、融通性を与えている。伐採量の算定は面積によって行うを原則とし、また施業案編成事項のみならず、施業方針審議に関する組織をも定め、新たに造林、利用、土木業務担当の各上席官吏を追加し、また研伐照査簿、造林照査簿及び施業沿革史の取扱施業案の臨時検訂、一部修正の手続をも併せて規定した。本施業案規程は当時の実情に鑑み、適當の精密度を以て記載され、また国有林が深奥の山岳林より都市附近の集約なる森林に及ぶ故、その運用に当たり充分な融通性を与えて制定され、国有林に対する日本固有の施業案規程が創設されたということができる。爾来経済事情の変遷、学術の進歩にも拘らず必要に応じ適宜通牒その他によって補正しながら終戦後迄適用されたことは、本規程の融通性に負うところが少くない。

本期に入り、業務の内容、次第に整備され、明治40年3月27日山発第278号山林局長通牒により、施業案検訂に於ては研伐並びに造林の予定並びに実行対照表を添付すべきことを命じ、同年4月27日には存廃区別、境界査定、周囲測量、利用、更新、林道等、諸般の実行と施業案との円満なる連絡をなすよう山林局より通牒し、また明治43年8月の関東地方の大水害に際しては、同43年3月山発第145号通牒により大林区署に治山治水と国土保安に関し適當の措置をとらしめた。施業案の編成及び整理手続に関しては明治40年5月林発第114号及び41年12月発第429号内訓で小改正が加えられたに過ぎない。

(6) 施業案の認可と施業方針審議会

施業方針審議会の制度は明治35年12月内訓林発第1593号で定められ、39年4月内訓林発第91号で改正されたが、その後日露戦争のため施業案編成業務は縮少され、各大林区署に技師1名を配布し得た状態に付、大正3年8月施業案規程改正の際、従来の内訓を整理して審議会員に造林・土木及び利用の業務を担当する上席官吏を追加して慎重を期した。即ち大林区署長は各課長、造林・利用・土木業務担当の上席官吏を審議員に命じ、必要な場合、当該事業区上席編成員、当該小林区署長その他を参与せしむることとした。施業案編成より認可迄の手続は、前期以来何等の変更はなかった。

第2節 国有林施業体系の変遷

(1) 樹種、作業種

今、前期・本期を通して国有林施業体系の変遷を見るに、当初に於ては国有林の大部分は老令な広葉樹天然林で、当時の針葉樹皆伐喬林作業級中には広葉樹林を皆伐してスギ、ヒノキ、マツ等を植栽し、樹種改良を企画したもの多く、未立木地、散生地の造林と共に針葉樹林は年と共に増加していった。この林相及び樹種改良の必要と施業並びに収穫予定の簡易なため、皆伐喬林作業が圧倒的に多く、択伐喬林作業は風致或は地勢の関係上当然択伐を施行すべき林地の外、交通不便にして良木のみ選伐利用し得る如き経済的不優位の森林に対し、択伐作業の名の下に施業されたのであった。数段喬林作業は大正3年の施業案規定で設けられたもので、主として東北地方の広大な広葉樹天然生林の更新に於て再び広葉樹用材の生産を目的とし、樹種毎に輪伐期を定めて作業したものである。矮林作業は地元民の自家用或は稼業用の資材源とし、或は経済上の要求より設定され、中林は現林況がマツ、モミ等針葉樹の天然生稚樹発生せる場合これを上木とするものあるも大部分は有用広葉樹を上木とするもので、林相に鑑み薪炭材と用材の生産を企図して東北地方に多く、前更作業は青森県下のヒバ林に多く採用されたのであった。本期に入ってより後大正末期迄はこれ等作業種の区域は経済上の関係と林木立地の関係より大体決定され、第8表の如く大正10年以後皆伐喬林約50%，択伐喬林約8%，矮林5~6%にして数段喬林並びに前更喬林及び中林は何れも2~3%に過ぎなかった。しかるに大正の中期より末期に於て、ドイツを中心とする欧洲の林業は多年優勢を続けた土地純収穫説を基調とする針葉樹皆伐喬林作業による一斉同令単純林の造成に対し（ことに短伐期による）欠陥を自覚し、大正8年（1919年）ビオレーは森林照査法を、同11年メーラーは恒続林施業を主唱し、その後数年間にワグナーは条状割伐作業を、エーベルハルト及びフィリップは楔形傘伐作業を強調し、ドイツを中心とする欧洲林業は混淆異令林系統の複雑な施業に移行するもの多く、森林純収穫説がまた勢力を恢復し、イスの如きは地勢の関係もあって国有林、公有林に於ては、殆んど皆伐喬林作業は影を潜めるという情勢となり、當時欧洲林業を視察して帰朝した寺崎渡氏は専ら択伐林施業を推奨し、その実現に努力された。またこれ等新興森林施業法に関する文献も続々輸入され、国有林施業に深く影響を与えた、昭和に入ってからは毎年施業案の検訂毎に皆伐作業は択伐作業に、或は群状択伐、群状皆伐の小林分施業に変更されるもの多く、遂年皆伐作業は減少し、択伐作業は増加して、大正末期全施業地の50%を占めていた皆伐喬林作業は検訂を一巡せる昭和10年には32%に、同15年には30%に減じ、逆に当初8%に過ぎなかった択伐喬林作業は昭和10年には31%に、同12年には32%を占めて最高に達し、同15年には31%となった。しかしその検訂期に入ってはその行き過ぎを悟り、再び他の作業種に復帰したものがあり、昭和12年以降択伐作業は幾分減少の過程を辿った。前更作業は昭和に入っても変化なく2.5%内外であったが、同10年頃より増加し始め、同15年には6.7%となったが、これは林業技術の進歩と共に各種の天然更新利用の作業法が取り入れられ增加したものである。数段喬林は昭和に入ってから逐次減少し、同10年には0.42%となり、同15年には遂に国有林より跡を絶つに至った。本作業は択伐作

第8表 国有林作

作業種 年次	皆伐喬林			数段喬林			前更喬林			抾伐喬林		
	面積	歩合	%	面積	歩合	%	面積	歩合	%	面積	歩合	%
大正11年	2,002,763.51	48.06	97,076.53	2.33	97,076.53	2.33	107,039.54	2.57	328,009.33	7.87		
12	1,991,224.53	48.68	99,886.25	2.44	99,886.25	2.44	97,932.67	2.39	330,341.64	8.08		
13	1,992,762.95	48.65	97,064.45	2.37	97,064.45	2.37	96,484.50	2.36	318,786.04	7.79		
14	1,985,435.91	48.41	89,993.53	2.18	89,993.53	2.18	93,479.30	2.28	315,976.76	7.76		
15	1,955,310.96	48.03	86,980.91	2.44	86,980.91	2.44	107,778.08	2.65	316,031.64	7.76		
昭和2	1,946,303.26	47.65	66,794.96	1.63	66,794.96	1.63	115,832.56	2.83	366,759.46	8.96		
3	1,872,452.52	45.76	68,936.26	1.63	68,936.26	1.63	191,312.63	2.48	493,948.31	12.07		
4	1,800,862.14	43.30	63,602.09	1.53	63,602.09	1.53	106,499.40	2.56	615,207.46	14.79		
5	1,707,320.81	40.85	56,859.36	1.36	56,859.36	1.36	109,251.26	2.61	817,753.67	19.59		
6	1,620,121.12	39.10	49,933.31	1.21	49,933.31	1.21	84,109.06	2.03	946,036.62	22.83		
7	1,529,984.96	36.86	39,343.13	0.95	39,343.13	0.95	97,401.43	2.35	1,072,158.60	25.83		
8	1,484,993.92	34.54	17,362.00	0.42	17,362.00	0.42	109,742.99	2.64	1,180,818.92	28.43		
9	1,401,600.62	33.75	17,362.00	0.42	17,362.00	0.42	124,041.66	2.99	1,220,864.86	29.40		
10	1,344,493.62	32.36	17,362.00	0.42	17,362.00	0.42	150,958.20	3.63	1,273,267.87	30.65		
11	1,300,778.53	31.29	495.20	0.12	495.20	0.12	192,085.07	4.16	1,350,989.24	32.50		
12	1,278,838.27	30.75	495.20	0.12	495.20	0.12	223,227.90	5.37	1,364,788.14	32.81		
13	1,284,080.83	30.85	495.20	0.12	495.20	0.12	255,977.38	6.15	1,317,680.71	31.65		
14	1,275,347.51	30.63	495.20	0.12	495.20	0.12	279,654.85	6.72	1,294,978.97	31.10		
15	1,261,981.04	30.27	—	—	—	—	280,068.04	6.72	1,292,955.94	31.02		
16	1,235,626.00	29.66	—	—	—	—	315,200.00	7.65	1,291,424.00	30.99		
17	1,195,484.00	28.68	—	—	—	—	381,943.00	9.16	1,266,417.00	30.38		

備考：(1) 大正14年迄は町単位、大正15年以下はha単位。(2) 山林局編、国有林野一班による。

業に似ているも複雑な林冠の構成と樹種の陰陽より、樹種毎に伐期を異にして予想する如き森林施業（抾伐作業）を行うことは実施困難なため、漸次抾伐作業に改められたものである。矮林作業は全般を通じ少しづつ増加の傾向があつて国有林の社会性が強化され、地元施設、地元産業の保護、並びにその発展に基団するもの多く、昭和7、8年以降は抾伐矮林的取扱をなし、地力の維持に考慮を払うものを交うるに至った。

かくして昭和15年に於ては第8表の如き作業種に配分されたのであるが、その後は戦時態勢となり、正規の施業計画なく臨時伐採計画が先行して終戦に及んだ。また当時の施業統計を欠く故参考に供し得ない。

(2) 輪伐期

先に述べた如く明治35年の施業案規程に於ては、輪伐期は森林の利用を保続し、國の需要に適する材種を多量に生産し、かつ最多の純益を得るを目的としていたが、大正3年制定の施業案規程に於ては原則として、最多の純益を得るよう変更された。その結果幾分伐期の低下を招来するはずであるが、該規程の冒頭に掲げた国有林経営の原則である収穫保続に重きを置き、また地力維持、更新関係、木材の工芸利用等を考え、実際採用せる輪伐期には大きな変化は認められな

業種別面積表

(自大正11年～至昭和17年)

矮林		中林		竹林		作業種設定ナキモノ		計	
面積	歩合	面積	歩合	面積	歩合	面積	歩合	面積	歩合
204,831.68	4.91	119,282.17	2.86	410.78	0.01	1,308,090.00	31.39	4,167,503.54	100
201,126.79	4.92	105,014.84	2.57	465.06	0.01	1,264,072.18	30.91	4,090,063.96	"
219,832.63	5.37	97,648.82	2.38	493.63	0.01	1,272,395.93	30.07	4,095,468.96	"
233,134.81	5.67	86,023.51	2.09	496.21	0.01	1,295,759.16	31.60	4,100,929.19	"
240,919.02	5.59	78,779.69	1.93	532.50	0.01	1,285,993.61	31.59	4,071,417.00	"
256,290.58	6.27	73,725.11	1.81	534.23	0.01	1,285,915.59	30.82	4,085,155.95	"
251,694.11	6.15	75,585.33	1.85	561.06	0.01	1,227,720.62	30.00	4,092,261.74	"
241,490.78	5.51	83,156.38	2.00	605.64	0.02	1,247,482.05	30.00	4,158,295.94	"
243,179.27	5.82	63,375.91	1.52	635.87	0.02	1,180,689.77	28.25	4,179,065.94	"
235,205.07	5.68	66,133.90	1.60	736.11	0.02	1,140,883.59	27.54	4,143,189.40	"
257,765.38	6.14	60,958.63	1.47	743.58	0.02	1,095,179.09	26.39	4,050,534.79	"
258,934.76	6.23	73,299.30	1.76	764.94	0.02	1,028,208.97	25.96	4,154,125.00	"
264,303.08	6.37	69,911.23	1.64	777.73	0.02	1,055,544.01	25.42	4,152,405.00	"
263,300.84	6.34	82,054.86	1.98	789.11	0.02	1,022,313.87	24.61	4,154,589.57	"
261,129.03	6.28	82,543.20	1.98	798.79	0.02	968,095.38	23.29	4,156,914.44	"
262,800.70	6.32	78,804.51	1.88	795.26	0.02	949,579.99	22.83	4,158,829.97	"
276,069.79	6.63	78,297.98	1.88	833.47	0.02	948,707.60	22.79	4,162,142.96	"
286,465.21	6.88	72,230.39	1.73	557.92	0.01	954,130.57	22.91	4,163,860.62	"
290,943.78	6.98	68,105.88	1.63	488.12	0.01	974,050.14	23.37	4,168,592.94	"
294,255.00	7.06	57,937.00	1.39	405.00	0.01	971,609.00	23.31	4,166,459.00	"
300,624.00	7.21	54,953.00	1.38	395.00	0.01	968,402.00	23.23	4,168,218.00	"

かった。

規定改正後 10 年を経過し、一応検討を終った大正 14 年に於ける輪伐期を見るに第 9 表の通りであって、伐期の最高最低は特殊事情のものであるので暫く措き、最多のものを見れば決して短縮されたとは思えない。換言すれば規程の改訂にも拘らず国有林施業の輪伐期には大きな影響を及ぼさなかった。

第9表 国有林輪伐期

樹種		最 低	最 高	最 多	樹種		最 低	最 高	最 多
針	スギ	60年	120年	100年	広葉樹	ケヤキ	80年	240年	160年
	ヒノキ	60	140	100		クリ	50	140	80
葉	アカマツ	30	100	80	葉	クルミ	60	80	80
	カラマツ	70	80	80		ホホ	60	90	90
樹	ヒバ	100	200	140	樹	カシ	80	120	100
	モミ	80	200	120		喬林	25	40	30
	ツガ	80	200	160		矮林	20	50	40
	タガ	120	200	160		ザツ	80	160	80
	シラビバ					喬林	15	30	20
	クヌギ					矮林			

(大正14年8月 山林彙報による)

しかし、昭和に入って一般経済の発展と共に林業の企業性が重視され、かつ木材の需要も進んだ結果輪伐期は各樹種とも短縮され、終戦に及んだが、統計を欠く故数字的に表現し得ない。

第3節 御料林施業編成

(1) 施業案編成機関

施業案編成業務は、明治 32 年 1 月 1 日以来本局設計課で取扱われたが、大正 3 年設計課は廃され林務課が置かれ、その所管に移った。大正 10 年 10 月 7 日、宮内省各部局の分課規定改正の際は変化なく、大正 12 年に至って林務課、工務課を廃して業務課が設けられ久しくその所属であったが、昭和 12 年 1 月 1 日分課組織の改革に当って本局は 2 部 7 課制となり、施業案業務は業務部計画課に於て取扱われることとなり終戦に及んだ。

即ち、国有林に於ては施業案編成機関は大林区署であって、山林局は審査機関であるが、御料林に於ては終始本局が直接施業案を編成した。

(2) 施業案編成業務

施業案編成の要急地域に対し、いわゆる第一期事業として明治 32 年より 40 年末迄に 78 事業区、面積 404,116 町歩の施業案を編成したが、更に第二期事業として明治 41 年以降 20 カ年計画で残余の御料地全部約 110 万町歩の編成に着手し、21 カ年を要して昭和 3 年これを遂行し、84 事業区、面積 1,113,784 町歩の施業案を編成した。これに第一期事業の成果を加算すれば、明治 32 年より 30 カ年を費して 162 事業区、面積 1,517,900 町歩の施業案編成を完了したのである。第二期事業の年度別成績は第 10 表の通りである。

第二期事業の施業案は御料林施業規程（明治 43 年 5 月 18 日訓令第 16 号）御料林施業案編成及検訂手続（明治 43 年 5 月 18 日訓令第 17 号）、施業案調査心得（明治 43 年 8 月 19 日第 4770 号長官より各支庁へ達）により編成せられた。昭和 11 年御料林施業規程を改正し（昭和 11 年

第 10 表 御料林施業案編成年度別成績表（第二期事業）

年 度	事業区数	面 積	年 度	事業区数	面 積
明治41	10	96,809町歩	大正 7	2	34,540町歩
42	9	72,356	8	7	54,283
	(2)	(31,258)	9	5	61,475
43	3	43,380	10	5	65,811
44	2	31,258	11	3	46,731
45	2	28,606	12	3	45,856
大正 2	1	21,949	13	1	34,267
3	3	54,324	14	4	74,709
4	4	46,190	15	3	53,968
5	6	64,285	昭和 2	4	68,653
6	5	67,680	3	2	46,654
			計	84	1,113,784

備考：（ ）は 43 年と 44 年とに亘り調査したものである。

第11表 施業案検訂年度別成績表

年 度	事業区数	面 積	年 度	事業区数	面 積
明治42	1	1,672.17 ha	大正11	2	7,584.60 ha
43	3	16,852.44	12	4	19,570.64
44	7	29,576.87	13	4	29,295.76
45	9	42,971.71	14	3	33,676.83
大正 2	11	85,647.13	15	11	37,866.96
3	11	65,074.98	昭和 2	14	176,807.53
4	8	20,065.60	3	12	121,756.51
5	15	83,043.78	4	15	138,539.55
6	5	36,047.16	5	11	67,581.17
7	5	63,464.88	6	12	100,278.19
8	3	48,137.44	7	13	103,048.08
9	6	39,808.68	8	10	82,098.64
10	5	13,233.46	9	8	61,711.92
			10	5	55,468.75

9月21日訓令第6号), これに施業案に関する従来の諸規則を合併して御料林施業案編成手続及び検訂手続を廃止した。施業案編成業務に引き続き施業案検訂業務も当然実施されたが、明治42年初めて検訂は施行され、以降各年度に於ける検訂業務成績は第11表の通りである。

昭和11年以後統計資料はないが、既に施業案の新編成は昭和3年に終っている故、昭和11年以後13年迄は編成面積が追加されたが、14年よりは昭和4年以後の検訂面積が大体の標準となる。

なお施業案編成及び検訂の結果、昭和13年1月に於ける施業案に示された総括を表示すれば第12表のようである。

(3) 施業案編成基準

本期当初に於ける施業案は明治32年制定の施業案編成準則によって行われたが、43年に改正され、更に昭和11年再度の改訂を見たのであるが、御料林経営の方針は一貫して変化はないが、

第12表 御料林施業案一覧（昭和13年1月現在）

種類	場所	北 海 道	本 州	計
事 業 区 数		60ヶ	74ヶ	134ヶ
林 業 地 面 積		784,466 ha	306,423 ha	1,090,889 ha
準 林 業 地 面 積		38,522	48,671	87,193
林 業 外 地 面 積		73,955	48,993	122,948
総 面 積		896,943	404,087 ha	1,301,030 ha
林 業 地 蓄 積		107,206,512 m ³	52,085,151 m ³	159,291,663 m ³
林 業 地 生 長 量		863,509	478,129	1,341,638
10ヶ年主伐指定材積		11,933,145	6,841,832	18,774,977
10ヶ年間伐指定材積		30,064	605,168	635,232
10ヶ年人工造林指定面積		17,289 ha	28,943 ha	46,232 ha

喬林作業に対し明治 32 年の準則では、区域択伐によって施業するを原則とし、43 年の規程では皆伐に改め、昭和 11 年の規程では択伐作業に依ることに改められたことは特に注目に値する。これらに関しては各規程に於て改正された要点を次に述べる。

(一) (イ) 御料林施業規程 (明治 43 年 5 月 21 日第 3117 の 2 号訓令)

(ロ) 御料林施業編成及検訂手続 (同年同日第 3118 の 2 号訓令)

この 2 法規は互に関連し、前者は御料林の施業全般に関する規程にして施業案編成に関するものを含み、この大綱に依る施業案編成関係の業務は後者に詳細制定され、両者重複するところある故まず前者の大綱より述べる。

(イ) 御料林施業規程 (明治 43 年 5 月 21 日第 3117 の 2 号訓令)

本規程を見るに、明治 32 年制定の施業案編成準則に示された御料林經營の方針は少しも変化なく、依然として森林純収穫説に立脚し、かつ収穫の保続を目的としている。従って輪伐期の選定基準並びに予備蓄積を存置するため、実際の輪伐期は正当輪伐期に 5 乃至 20 年を加算したものと採用すること。その他更新期間、保安林の施業法等何等訂正なく、造林に関してもなるべく 2 樹種以上混淆せしめ、疎伐は 15 年以上の林分に行うべきこと、或は未立木地の造林は 20 年以内に施行すべきこと等大綱に変化はないが、特筆すべき改訂は、従来喬林作業級に於ては樹種の改良等人工更新を有利とする場合を除き、成るべく区域択伐作業を行うを原則と指定したが、既往の施業結果に鑑み、主として皆伐作業に依るを原則とし、ただ、天然更新を行い得る場合には漸伐作業（区域択伐と同じ）に依ることに改訂された点である。これに関連して高山の頂上、峰筋、風衝地等更新困難なる林地は皆伐喬林作業より除外し、保安林に準じて林地林木の保護を計ることに定められた。その他は小なる改訂にして、従来施業案は一施業期 20 カ年毎に更正し、半施業期毎に修正する取扱いであったのを 10 年毎に検訂を行うことに改め、森林作業法を（一）喬林作業、（二）矮林作業に分からし、喬林作業を更に（甲）完伐作業、（乙）択伐作業として、完伐作業はなお（イ）皆伐作業、（ロ）漸伐作業（区域択伐）に分かつことに改めた結果、作業級名には喬林完成作業（または皆伐・漸伐作業）、喬林択伐作業、矮林作業の三つに統括されている。また混淆林に於て各樹種伐期を異にする場合は、混淆歩合に基づき平均して混淆林の輪伐期を定めるべきことを明瞭にし、間伐本数は現在本数の二割を超えない範囲に施行する取扱いであったのを、間伐は施業上必要なる時は施業案の指示の有無に拘らず実行し得ることに改められ、伐採跡地の造林は 3 年以内（5 年以内であったのを）に施行するよう改められた等が主なものである。

(ロ) 御料林施業案編成及検訂手続

本手続は明治 32 年制定の施業案編成準則に比し洗練されたのみならず、規程として詳細に過ぎて融通性を欠く項を除いたものであるが、前述の如く骨子に大改訂なく、かつ改訂中、御料林施業規程に現れたものを省略し本手続に於て認め得る改正事項を述べれば次のようである。

森林区劃に於て事業区面積の範囲を削除し、山地の区割班の面積 20~200 町歩であったのを 20~100 町歩に改め、平地区割班の長辺は短辺の 2 倍であったのを 1.5~2 倍に改正し、伐採順序中、西北端より東北の方向に並行して進むべき項を削り、森林調査の項に於ては混淆林の種類を削り、林相班内に主林木以外の樹種が 2 割以下混淆する場合は、混淆と見做さない事を明示し、森林の令級を喬林では 20 年、矮林では 10 年毎に分かつこととし、樹木を樹種によって区別し、材積も樹種毎に調査することに改めた。樹種は次の 4 種である。

(一) ヒノキ、コウヤマキ、(二) スギ、(三) マツ、カラマツ、(四) モミ、ツガ、トウヒ類。
但しクス、ケヤキ、カシ等の貴重樹種並びにクリ、ナラの用材は類別して記入すること。

その他林地の傾斜の区分を訂正して平坦 (5 度以下)、緩斜 (15 度以下)、急斜 (30 度以下)、嶮岨 (45 度以下)、絶嶮 (46 度以上) とし、材積調査に於て標準地調査に関する事項を全部削除して測定者の技能に委すこととした。将来の施業計画の項に於ては、立案の中心たる作業級に対し、作業級は一事業区内に於て同一の作業法及び輪伐期または循環期によって施業し、独立の伐採順序を設けられる森林を集合してこれを設けるべきこと、但し、作業法または輪伐期もしくは循環期を異にするも面積狭小にして一作業級を設くるに足らない場合は類似の作業級に合併すべし、と意義を明瞭に指示したこと、並びに従来林相改良のため、現在の老令林を早く伐採するために定めた施業期間を改良期と名付けたこと（註：国有林の整理期に相当す）並びに成長量法、平分法に依る第一施業期の主伐指定材積（編入量）は標準伐採量に比し 1 割以内であったのを、2 割以内迄増伐し得ることに改め、また第一施業期前半期に編入すべき林分の標準を指示し、第一施業期間に造林の見込確実なるものは当該輪伐期の施業期に編入することを得るよう取扱を明瞭にし、従来施業案報告書と称したのを施業案説明書と改めた。その他施業案検討業務に付規定しているが、旧施業案の計画実行に対する検査、新施業案の予業、新施業案の編成にして特に記すべき程のものではない。要するに重大なる改訂の要旨は前項に述べた通りである。

(二) 御料林施業規程（昭和 11 年 9 月 21 日訓令第 6 号）

本規程は明治 43 年 5 月制定の御料林施業規程、御料林施業案編成及び検訂手続並びに御料林木予定案編成手続の 3 訓令を廃し、統合改正を加えたものである。これを明治 43 年の御料林施業規程並びに御料林施業案編成及び検訂手続と対照するに、その骨子とする御料林經營の方針は林木の生産保続を旨とし、収益の増殖を図るを目的とし、国土保安その他公益の保持に努むべきことであって、明治 32 年の規程以来、終始一貫して変化なく、輪伐期の選定標準も前規程同様、森林純収穫説の上に立って収穫の保続を確保するのである。ただ本規程に於て示された大なる改正点は、前規程に於ては喬林作業は原則として皆伐作業を行い更新する方針であったが、本規程に於ては喬林作業に於ては主として択伐作業を行い、保安上支障なき箇所で、林相の著しく疎悪なるもの、従来一斉林造成を目的とするもの、または施業上有利と認むべきものにあっては主として皆伐作業を行うこととしては、原則を改正した点である。その他は小なる改正に過ぎ

ず、技術の進歩、規程の整理によるものが多い。次に改正点を中心に前規程と対照して要点を示す。

施業案は本局に於て編成する関係上その準備としてまず出張所長は森林区割、作業種、斫伐個所の選定、造林、土木並びに管理保護に関する意見を支局長に提出し、支局長は施業案編成の予業、施業案の調製等施業案編成に関する調査を行い、面積簿、基本簿、施業基案、斫伐及び造林案、説明書、林業図等必要な書類を長官に提出し、本局に於て編成及び検訂をなすことを明示し、その手続を定めている。施業案編成に関し、森林区割の項に於て、事業区面積の標準を北海道に於ては 10,000 乃至 15,000ha、その他に於ては 3,000 乃至 5,000ha とし、輪伐区を分区と改め、分区の標準面積を北海道に於ては約 2,500ha、その他に於ては 1,200ha と改め、区割班の面積を縮少して 10~30ha とし（斫伐作業地はこの限りでない）、人工区割による区割班の形に関する数字的表示を削除し、地況調査に於ては傾斜の種類を示すに中斜を加えて絶嶮を除いて 5 種とし、地位地利は 5 階級であったのを 3 階級に改め、また林況調査に於て従来令級は喬林に於ては 20 カ令階、矮林に於ては 10 カ令階を以て作ることとせしを、総て 10 カ令階を以て一令級を作ることに改め、斫伐林に於ては直径を大、中、小に分かち、1ha 当りの径級本数を調査することを附加し、また基本簿製作の条件 15 項を示してある。

施業計画の項に於て一作業級は一事業区内で施業上同一に取扱う森林を合して設けることを定め、作業種の区別は変化はないが（但し完伐作業の名を削る）、著しき特徴は、喬林に於ては主として斫伐作業を行い保安上支障のない箇所であって林相の著しく疎悪なるもの、従来一斉林造成を目的とするもの、または施業上有利と認められるものは主として皆伐作業を行うこととし原則を改めた点である。また保安林、国立公園に指定された箇所並びにこれに準じて取扱うべき箇所に於ては主として斫伐作業を行い、保安または風致の効果を大ならしめ、神宮備林は特別の目的を以て斫伐作業を行うことを明らかにした。御料林経営の方針は前規程同様にして、輪伐期選定の方針も変化なく、用材林にあっては収益最多（森林純益説主義）、矮林にあっては材積収穫最多的の時期（間伐を加え平均成長量最多）を正当輪伐期とし、実際輪伐期はこれに 5~20 年を加算して 10 の倍数たらしめることが前規程同様である。また輪伐期の範囲を改正して地方的に区分して標準を示し、北海道に於ける闊葉樹の用材林は 100~140 年、東北地に於けるマツの用材林は 60~100 年、東海道地方に於けるスギ、ヒノキの用材林は 60~100 年、木曾・飛騨地方に於けるヒノキ用材林は 80~120 年、その他改良期の採用に際し皆伐作業級に於ては輪伐期の半数以上となすべき事を指示している。なお第一施業期の標準伐採量算定に当り喬林作業級の主伐額は生長量法に面積平分法を加味し、矮林作業級及び改良期を附した皆伐作業級の主伐額は面積平分法によって求むべきこと、並びに実際の編入量は、標準量に対し 2 割の増減を許容すること等である。

生長量法

$$E = \left(\frac{M}{u} + \frac{z}{2} \right) \times n$$

面積平分法

$$f = \frac{F}{u} \times n$$

但し E : n 年間の主伐材積, f : n 年間の主伐面積, u : 輪伐期 M : 現在総蓄積, F : 全面積, z : 総平均生長量また抲伐作業に於ては一林相班の抲伐額 (P) は次の公式によることとし前規程同様である。

$$P = \frac{2m}{n+1}$$

但し m : 一林相班の総材積, n : $\frac{\text{輪伐期}}{\text{循環期}}$

その他第一施業期編入林分の標準も広い造林地の施業期編入の取扱等も改訂なく、ただ間伐、撫育、造林樹種の選定、更新等に付、技術的な指導事項を加えて実況に応じて実施し得る様追補した程度に過ぎない。

しかし検討業務の内容、各種図簿の様式を整理制定し、事業照査に対する取扱いに至る迄詳細に指示して統一整備した。

次に図簿の変遷を一括して述べれば、明治 32 年以降は面積簿、林値簿（森林調査簿と同じもの）、施業案、造林基案、土木事業案、基本図、林業図、地形図及び報告書で明治 42 年以降は面積簿、林値簿、施業案、基本図、林業図及び説明書で、昭和 11 年以降は基本簿、面積簿、施業基案、研伐及び造林案、同附属細密調査簿、土木案、基本図、林業図及び説明書の外、検討には施業案、検査書を作ることとなっている。施業案編成当時は図簿の記載極めて細密であったが、当時の施業状態では必要を認めなかったので、中途からこれを簡略にして施業の大綱を定めたが、その後事業の集約化に伴い再び細密に移りつつある。

(4) 神宮備林

伊勢神宮の式年遷宮の制度は天武天皇の第 14 乙酉の年（いわゆる皇紀 1345 年）に定められ、以後異例はあっても 20 年毎に執り行われる習慣である。明治以後に於ては明治 5 年、22 年、35 年（臨時遷宮）、42 年、昭和 4 年に行われた用材は何れも木曾山林より伐り出されたものである。選木は約 10 年前より行われる習慣であって、明治 42 年御造営用材の選木に当たりヒノキの巨大良材の減少せしこと、並びに将来充分な供給は困難なることを知り、木材規格の縮少に付、林野局と造神宮使との間に協議があった。たまたまこれが上間に達し、時の徳大寺侍従長を経て明治 37 年 7 月（1904 年）御下問があったため、これを機として神宮備林を設置し、施業林と区別してヒノキの大樹を保護し、永久に神宮御造営林の生産を確保するよう積極的に計画されたのである。即ち永久備林と臨時備林とを設け、前者は現在ヒノキの巨木は少なきも将来備林とするものを選定し、向後 100 年間伐採を禁止し、後者はヒノキの巨木生育するも永久に備林とする価

第13表 神宮備林設定 (大正4年現在)

選定年度	事業区分名	御料林名	面積	種類
明治 38	小川	中立	1,175.98町	永久
"	"	麝香沢、萩原、西山	755.71	臨時
"	伊奈川	天王洞	177.88	"
"	台ヶ峯	台ヶ峯	653.43	"
40	蘭	妻籠、男垂、賤母	1,330.91	"
"	阿寺	三ヶ其、北沢	1,459.57	"
"	柿其	三殿向	645.10	"
"	王滝	瀬戸川	710.25	永久
大正 2	裏木曾	出小路	826.56	臨時
4	与川	南木曾	431.33	"
"	阿寺	薬師沢	171.07	"
計				8,137.83

値なきため、永久備林の伐採可能な時期迄臨時備林を伐採し、漸次永久備林に移行せしめ、臨時備林は伐採するに従いこれを解除して普通施業林に編入する仕組である。今、選定せる年度並びに永久及び臨時備林の面積を表示すれば第13表のようである。

これ等備林の施業案に於ける取扱いは、明治43年の施業規程には、一作業級として主伐を予定せず、間伐と林相不良箇所の改植等を行い、ただ巨木良木の保護撫育に努める外、施業法については指定なく、ただ木曾及び名古屋支局に於ては神宮備林疎伐規程を制定してその取扱いに慎重を期することとしたに過ぎない。昭和6年改めて実地調査を行い、同8年6月備林の地域を改定し、施業方針を樹立し、同11年(1935年)その施業案が確定された。その案によれば備林は大体前記のものを第一、第二、第三備林に分からち次の如く取扱い、将来に備えることに改訂されたが、面積の選定後改訂されたものである故第14表に掲げる。

第一備林は最もヒノキの大材生産に適する森林にして、御造営用材生産に対する計算上最小限の面積で、永久に神宮備林とするものである。第二備林は第一備林が完成する迄ヒノキの大材を補給生産する予備林であって、併せて臨時御造営材或はその他の予期せざる需要に対する予備林であり、第一備林に準じ永久にヒノキの大材を生産するものとする。第三予備林は第一予備林が完成する迄ヒノキの中径木の不足を補う予備林にして、上記備林に御造営用材が不足を来たした場合にこれを補充することとし、当分の除間伐を除く外御造営用材の伐採をなさざるものとする。なおその際決定せる神宮備林の施業方針は次の通りである。

神宮備林施業方針

- (1) 神宮備林は便宜上各團地毎にその附近の事業区分に属せしめ、全備林を通してその施業方針を定むるものとす。
- (2) 神宮備林の作業種は、備林型択伐作業と称し、輪伐期を定めて熟期に達せるもののみを伐採するにあらずして、小径より大径に至る各直径階毎にヒノキの一定本数を有する森林を

第14表 神宮備林3種類の面積

種類	事業区名	御料林名	面積
第一備林	裏木曾	出小路	1,146.34 ha
	蘭	男垂	576.06
	"	賤母	453.02
	"	妻籠	298.95
	柿其	三殿向	639.92
	与川	南木曾	470.89
	阿寺	薬師沢	169.65
	小川	萩原西山	726.41
	計		4,484.24
第二備林	阿寺	北沢	924.11
	伊奈川	天王洞	176.88
	台ヶ峯	台ヶ峯	676.56
	計		1,777.55
第三備林	小川	伸立	1,135.10
	王滝	瀬戸川	830.84
	計		1,965.94
	合計		8,227.73

造成し、20年毎に各直径階に涉って所要の御造営用材を抾伐する作業とす。

(3) 神宮備林内に於て各直径階に涉って有せしむべきヒノキ本数は、1回の造営に要する本数を基とし生長量、枯損歩合、適材率並びに立木の配置状況を考慮して定むるものとす。

(4) 神宮備林に於けるヒノキの現本数は胸高直径 60 cm 以上にして、御用材として適當するものは毎木、その他のものは標準地法により 20 年毎に調査し、毎木調査をなせるヒノキは番号を附し位置図を調製し、台帳としてその増減を整理するものとす。

(5) 御造営用材以外の伐採はこれを整材と称し、一般撫育のためにする疎伐、ヒノキの大木樹を養成するための撫育伐、更新を伴うべき主林木の伐採等をなすものとす。

(6) 整伐は神宮備林の林相を整正せしむるを目的とし、各直径階に涉り有せしむべきヒノキの本数と現在林に於けるヒノキの本数とを比較して、現在林をして備林型抾伐林に誘導すべく其の方針を定むるものとす。

(7) 整伐の順序、分量は各備林毎に所属事業区の事業の分量を按配して之を定め、全備林を通して整伐施業案を調製し、10 年毎に検訂するものとす。

(8) 整伐の方法は各林相班毎にヒノキの蓄積量によりて林相を分類し、それによりヒノキに対する作業の方針を定め、更に各直径階の林木本数によりて林型を細分し、各林型毎に造林上の要求による伐採木の選定及更新の時期に関する方針を定むるものとす。

(9) 一ヶ所に於ける整伐は 20 年毎に行うを標準とす。

(10) 整伐を行うには作業標準林を設け、之に準じて実行するものとす。作業標準木は林況の異なる毎に 1ha 以上を設け、樹種、直径、本数、樹高、鬱閉並びに林木の位置を測定し、必要ある時は其内 5m² の地を割し、ヒノキの幼稚樹其他毛上等を調査するものとす。作業標準林中必要あるものは之を保存し、残存木の生長、稚樹の発生状況等を調査するに便せしむるものとす。

(11) 更新は天然更新を原則とし、ヒノキ稚樹の発生少き箇所は努めて之を補植するものとす。

(12) 第三項、第八項に関する事項は 20 年毎に検訂するものとす。

上記の如く備林は明治 39 年より大正 4 年迄に選定され、昭和 8 年（1933 年）改正されたが、設定後御造営用材として主伐せられたのは明治 42 年並びに昭和 4 年の御遷宮に対して行われたものにして、その数量は第 15 表の通りである。但し明治 42 年の遷宮用材の主伐は備林設定前に行われた。

第 15 表 神宮備林設定後の伐採量
(昭和 4 年遷宮用材並に明治 39 年以後の間伐)

年 度	数 量	年 度	数 量
間伐 明治39	1,072石	大正 9	38,033石
40	6,071	10	48,075
41	8,414	11	83,316
42	26,280	12	39,429
43	51,026	13	146,258
44	88,329	14	146,852
45	89,539	15	19,446
大正 2	109,718	昭和 2	170,757
3	127,862	3	223,613
4	84,129	4	159,716
5	137,421	5	51,215
6	66,831	6	77,053
7	40,896	7	30,981
8	85,403	8	31,718
昭和 4 年用 遷宮主伐 大正 9	40,876		

備考：昭和 9 年以後統計なし。

第 16 表 神宮備林撫育増殖成績

年 度	整 伐		造 林 面 積	ヒノキ植栽本数
	面 積	材 積		
昭和 9	276.49 ha	35,156 m ³	88.33 ha	5,200
10	203.40	24,476	215.04	5,680
11	360.72	38,690	547.74	43,500

備考：10 年には外に風害木伐採 19,644m³ あり。

昭和 8 年に決定せし神宮備林施業方針に基づき、翌 9 年には備林職員として支局に技師 1 名、備林に技手 1 名宛を増加配置してヒノキの撫育増殖を図ったが、昭和 9 年以降 3 カ年間の実施数量は第 16 表の通りである。

第 4 節 御料林施業体系の変遷

(1) 作業種

御料林経営の主体をなす森林作業法に関しては規程に於て明示され、その時代の施業方針により三度変遷している。即ち明治 32 年施業案編成準則によれば「喬林はなるべく区域択伐を施すものとす」と定めて漸伐作業により、更新に関しても「造林は主として天然更新の方法を用うるものとす」と指示して経費の節約を計ったが、到底予期の如き更新の成果は得られなかったので、明治 43 年制定の御料林施業規程に於ては「喬林は主として皆伐作業を施すべし」と改め、皆伐跡地は人工植栽によって針葉樹に更新し、樹種の改良と更新の安全を図った。即ち「造林は主として人工更新の方法を用うべし」と指定してある。爾来 20 数年この方針によって施業し、国有林が昭和の初めより択伐作業を広く採用したにも拘らず皆伐作業を固守したが、昭和 11 年に至り、施業規定を改正して「喬林に在りては主として択伐作業を行い保安上支障なき箇所にして林相著しく粗悪なるもの、從来一斉林造成を目的とするものまたは施業上有利と認むべきものにありては主として皆伐作業を行うべし」と規定し、更新法もこれに対応して適域に適作業を採用することとなった。

今、これ等御料林経営を明らかにせんとし統計を見るに、明治 32 年施業案編成以来各種施業統計はあるが、毎年施業案の編成と共に林業地面積が増加され、かつ施業案は優位なる森林より編成され、次第に不優位の森林に及び、昭和 3 年に至って一応終了した故、経営の経過ことに作業種、輪伐期等施業仕組の変遷を知るには、昭和 3 年以前のものは適当の資料とはいえないが、以上の事情を考慮しながら明治 41 年より 10 年毎の作業種別面積を掲げて大綱を把うるならば第 17 表のようである。しかして明治 41 年は優位なる森林に対し施業案を編成したいわゆる第一期事業終了の翌年であって、以後は漸次不優位の森林に対し施業案の編成を進めた。

矮林作業について見るに、御料林は大体相当に纏った圃地をなし、かつ面積の割に地元民の薪炭材供給を計るべき関係が少ないため、第一期施業案編成事業に於て設置した矮林面積(41 年迄 6,185 町歩)より余り増加せず、かつ森林施業の進行と共にその必要さえなくなり、経営上漸次喬林に変更するを得策と認めたため、昭和 13 年に於ては僅かに 344 町歩を残すだけとなり、国有林に於ける薪炭林に対する施業とその実状に於て甚だ異なるものがある。皆伐作業、択伐作業の関係を見るに、まず「区域択伐作業とは施業案編成準則(明治 32 年制定)に定められた名称にして、御料林施業規程(明治 43 年制定)では漸伐作業と改められたもので、施業案編成第一期事業終了當時に於ては、モミ、ツガ林及びアカマツ林に採用されたが、昭和時代に入っては皆伐と択伐とに変更された。昭和以後に於ける漸伐作業は大体に於て木曾ヒノキ林の一部と北海道

第17表 御料林支局別作業種別面積

(単位 ha)

支局	明治41年	大正7年	昭和3年	昭和13年	明治41年	大正7年	昭和3年	昭和13年
	皆伐作業				抾伐作業			
札幌			17,600	37,265	37,504	202,105	592,525	267,628
旭川				32,480				358,558
東京	13,788	88,471	90,711	76,827	2,960	3,637	2,964	19,325
名古屋	81,288	92,148	76,376	65,542	498	13,404	23,152	41,764
木曾	84,434	68,885	68,102	48,063	29,233	16,449	11,941	40,489
計	(60.5)	(46.9)	(26.8)	(23.8)	(23.6)	(44.3)	(66.7)	(66.5)
	179,510	249,504	252,789	260,177	70,195	235,595	630,582	727,764
	区域抾伐作業				漸伐作業			
札幌						30,882	46,880	69,708
旭川								
東京	25,122	879						
名古屋	1,502							
木曾					5,192			4,119
計	(8.9)	(0)	879		(1.7)	(7.7)	(4.9)	(16.8)
	26,624				5,192	30,882	46,880	73,827
	矮林作業				神宮備林			
札幌					(2.3)	(1.6)	(0.9)	(0.7)
旭川					6,852	8,381	8,435	8,020
東京	686	4,606	3,593	344				
名古屋	3,016	3,044						
木曾	2,483							
計	(21)	(1.4)	(0.4)	(0)				
	6,189	7,650	3,593	344	2,074	(0)	(0)	(0.2)
						461	605	1,930
	合計							
					296,632	532,352	942,884	1,090,885
					(354,377)	(744,657)	(1,221,384)	(1,301,030)

備考：合計欄の（ ）は林業外地を加えた総面積。

計欄数字の左肩の括弧は%を示す。

昭和13年その他には、竹林作業、特殊大材備林、ヒノキ特殊優良材備林を含む。

のブナ林に行われているに過ぎない。昭和3年迄、年々新しい施業案の編成が行われたにも拘らず、数字的に増加しなかったのは以上のためである。抾伐作業は主として北海道に採用されたもので、経済的に疎放な関係と、大小混淆するため抾伐作業の名の下に大径木の選伐を行ったものであって、本州に於ては抾伐作業により施業されたものは少なく、主として皆伐作業によって天然生林を皆伐し、植栽によって樹種の改良を企図せられたものが多く、明治41年度に於ては皆伐62.5%，抾伐23.6%の割合であった。しかして造林事業も人工植栽が大部分を占め、播種造林は試験的に小区域に施行し、抾伐跡地は放置して天然に更新せしめるに過ぎなかった。しかしその後永年施業の結果を顧みるに、本州の御料林には地勢急峻にして皆伐作業林地中には保安上皆伐を許さざる箇所、風衝地、或は気候荒寥なるため更新困難なる箇所があるばかりでなく、ま

た林業技術上よりして大面積の皆伐を避け、漸次小面積の皆伐に移り、或は保護林を残して皆伐するを妥当と認められる林地を生じ、また一部択伐作業に改訂されたものもある。

国有林に於ては大正の末期、歐州に於ける択伐乃至小部分施業の勃興に刺戟されて、昭和に入り毎年検訂毎に皆伐作業は択伐作業に改められたものが多いに拘らず、御料林に於ては容易に同調せず、施業の研究進捗を待って約 10 年後漸次択伐作業に改訂されたものを生じて来たと認め得るのである。

もとより数字的には、昭和 3 年は大正 7 年の 2.7 倍となっているが、1.5 倍は不優位なる事業区の施業案編成の結果増加されたものである。一応検訂を終える昭和 13 年に於ては、これが大なる増加を見なかったのはその間の消息を物語るものと認められるのである。しかし造林関係を見るに、大正時代に於ては依然人工植栽が大部分を占め天然更新は極めて小量であったが、昭和時代に入ってからは、北海道は勿論、内地の御料林も林相改良を必要とする箇所を除き漸次択伐作業を採用し、更新不充分の箇所には補助造林を行うこととした。

要するに御料林の施業は指導者慎重を期し、歐州新興施業の影響を受けることが少なく、国有林の施業改更の風潮にも左右されず、確定せる施業体系に対し容易に変更を加えず、退農的色彩はあるけれども着実に施業の改良が計られた。国有林がやや軽々しく進歩的との対照的な觀があるのである。

国有林より 10 年おくれて昭和 11 年に至り施業規程は改正せられて「喬林にありては主として択伐作業を行い、保安上支障なき箇所にして林相著しく粗悪なるもの、従来一斉林造成を目的とするもの、又は施業上有利と認むべきものにありては主として皆伐を行ふべし」と規定して、明治 43 年の御料林施業規程に示せる「喬林は主として皆伐作業を行ふべし」とせる方針を一変したのであるが、その後検訂期に於て皆伐作業が択伐作業に改訂されたものは多くなく第 17 表に示される程度である。

(2) 輪 伐 期

輪伐期の選定は、矮林に於ては材積収穫最多の時期、即ち平均生長量最多の時期を標準とし、喬林に於ては、収益最多の時期を標準として指定された。

この方針は最初より一貫して変る所なく実行されて来た。御料林に於て採用された収益最多の時期とは、土地純収穫最多の時期である土地期望価の最高の意味ではなくて、連年平均収入より総経費を差引いた見積り残額の最多なる時期、換言すれば森林純収穫の最高なる時期をもって輪伐期とするものであって、国有林の經營方針と甚だしく主義主張の異なるものである。明治 41 年以降採用された輪伐期とそれの林地面積とを掲げて、10 年毎の変遷経過を示せば第 18 表の通りである。

喬林作業に於ては大体 80, 100, 120 年にして東海道地方のマツ、ヒノキ、東北地方のマツは概ね 120 年のものが最も多く、昭和 13 年に於て 100 年のものが急に増加したのは、北海道に於

第18表 輪伐期別面積表

(単位 ha)

作業種	輪 伐 期	明治 41 年	大正 7 年	昭和 3 年	昭和 13 年
喬 林	60年	14,577 (5.2)	7,961 (1.6)	32,848 (3.5)	71,77 (0.7)
	70	1,885 (0.7)			
	80	62,292 (22.2)	95,633 (18.7)	103,325 (11.0)	113,757 (10.6)
	90			11,742 (1.25)	31,975 (3.0)
	100	29,307 (10.4)	40,143 (7.8)	14,789 (1.6)	109,645 (10.2)
	120	148,354 (52.7)	349,329 (50.2)	604,673 (64.5)	733,302 (68.5)
	140	24,868 (8.8)	18,960 (3.7)	18,960 (2.0)	18,827 (4.0)
	150				2,278 (0.02)
	160			150,861 (16.0)	53,930 (5.0)
計		281,283	512,026	937,096	1,070,891
矮 林	15			1,047	
	20		2,377	1,517	
	25	401	3,043		344
	26	2,614			
	30	686	2,228		
	40	2,483		1,027	
計		6,184	7,648	3,591	344

ける針葉樹林の經營はかつては一般建築用材を目的としたものが、その後工業的資材として使用されるものが多くなり、検訂の際用途変更に伴い輪伐期の低下を来たした。

次に矮林の輪伐期は作業級面積が広大であった時代には、輪伐期は 15 年より 40 年に及んだが、最後は面積狭小となり 20 年のみとなった。しかし林地の位置、面積の相違を生じたため比較することは出来ない。ただ輪伐期は低下の傾向にあったことが認められる。

第4章 昭和 14 年～昭和 23 年（第四期）

第1部 普通業務

本期は戦域拡大し、国家を挙げて戦力増強を図るべき時代に突入し、平時の社会経済情勢の上に立案された施業案は時宜に適せず、検訂業務も当初は施行されたが植伐の基準に役立たず、国有林の伐採は非常時増伐計画を樹て、これに伴う臨時措置を講じ、施業案の羈絆を脱して自由に実行された。かつ、実行に伴う統計を編集する余裕なく、現在その統計資料を欠く故、本章について記述することは殆んどない。

第1節 国有林施業案編成及び検訂業務

(1) 施業案編成及び検訂業務

前期に於て記述したように、国有林野特別經營事業による施業案編成は大正 2 年 (1913 年) 度迄に 378 万町歩を終了して、琉球列島、小笠原諸島、薩南諸島その他各地に散在する小面積の森

林を残すのみとなり、大正3年度よりは検討業務である経常的業務に移行するはずであったが、既編成案の補修業務が多量であるとのと、他の業務との関係上、本業務は大正11年特別経営事業として続行し、小面積の編成未了林は附近事業区検討に当ってこれに追加編成されたが、その後要編成箇所に追加された小笠原諸島並びに青森県屏風山国有林は前期編成し、本期新たに編成を行った大面積のものは西表島国有林のみである。西表島は沖縄県八重山郡竹富村に所在し、先に存廃未定（保留）になっていたが、その後総面積 24,783.31ha のうち、要存置林 23,518.42ha、不要存置林 1,268.89ha と決定し、昭和15年度に施業案を編成して西表島事業区を設定し、ここに全国有林の施業案は完成した。本島は交通不便な瘴癪の地ではあるが、森林面積は広大である。施業案の検討は本期当初には施行された。その業務標準は前期末同様に平均1カ年33事業区、面積にして約41万町歩である。しかし軍需材、造船材その他戦力増強に必要な木材の需要は止る所を知らず、伐採に次ぐ伐採を余儀なくせねばならなかった。これがため昭和19年5月2日（1944年）山第3622号山林局長通牒、昭和19年度施業案及び測定業務予定に関する件に於て昭和19年度営林局計画課関係業務決戦非常措置要綱が決定され、国有林事業全般に亘って差当り木材、木炭の緊急増産に対処するため、施業案検討の如き平和的または長期的業務は原則として停止された。しかし該業務中戦力増強に関するものあれば急速に措置することとなった。例えば国有保安林の整備調査で増産上影響の大きなもの、施業改善調査で戦力増強上速急整理を要するもの、牧野の新規開放地の施業案編成にして緊急処理を要するもの等である。

（2）施業案実施結果

（一）実施結果の諸統計

明治32年以来施業案を編成し10年毎に定期検討を行い、一部に於ては臨時検討、一部修正を加え、計画の補正を図った結果、本期に於ては国有林面積4.18万ha（昭和17年現在）を328事業区に分けて検討案が調製され、利用林、未利用林に大別し、利用林は更に第19表の如く地種別面積に区分し、夫々施業が行われ、1カ年の伐採内容は大体下表の通りである。

第19表 利用未利用別国有林地種別面積及び事業区数（5年毎）(単位 ha)

年 度	事 業 区 数	国有林野要 存置総面積	利 用 林					未利用林
			総 面 積	普通施業地	施業制限地	準施業 制限地	除 地	
昭和 3	317	4,179,339.9	4,015,595.7	2,526,861.1	568,721.7	480,815.3	439,197.6	163,744.2
7	327	4,176,401.6	4,066,762.1	2,627,416.7	593,675.7	413,460.6	432,209.1	109,639.5
12	328	4,178,148.3	4,090,826.0	2,651,255.0	642,343.4	372,132.3	425,095.3	87,322.3
17	328	4,184,064.4	4,112,613.5	2,640,342.0	674,316.0	376,736.7	421,218.8	71,450.9

備考：（1）参考のため前期に属するのも掲げた。

（2）第15, 22, 24次国有林野による。

なお本期末に於ける国有林の針・広葉樹別総蓄積は第20表の如く約4億7千万m³である。

第20表 国有林蓄積 (m³)

年 度	総 蓄 積	針葉樹蓄積	広葉樹蓄積	1 ha 当り蓄積	竹
大 11	383,687,369	102,724,365 (27%)	280,963,004 (73%)	93	147,114
昭 2	412,170,546	115,992,418 (28%)	296,178,128 (72%)	100	191,360
7	455,398,263	137,208,738 (30%)	318,189,525 (70%)	110	222,807
12	470,603,592	145,894,192 (31%)	324,709,400 (69%)	113	223,871
17	472,747,614	158,430,064 (33%)	316,317,550 (67%)	114	233,471

備考: (1) 参考のため前期に属するものを掲げた。

(2) 第 22, 24 次国有林野による。

なお国有林の作業種別面積は、終戦当時の施業体系を知るため必要であるが、戦時中のため統計資料がなく、かつ前期に掲げた昭和 17 年度のものと大差ないために省略し、参考のため国有林樹種別総蓄積を第 21 表に掲げる。

第21表 国有林樹種別蓄積 (昭和 17 年 4 月 1 日現在)

樹種	蓄積 m ³	樹種	蓄積 m ³	樹種	蓄積 m ³
スギ	44,182,895	ブナ類	144,315,789	シデ類	2,240,638
ヒノキ	15,082,526	ナラ類	37,476,433	ヤマグルマ	808,958
サワラ	477,433	クリ	5,430,302	タブ	2,926,286
ヒバ	19,737,842	クヌギ	592,005	クスノキ	931,815
ネズコ	2,996,513	カシワ	233,520	カコノキ	98,609
コウヤマキ	280,023	アベマキ	81,352	イスノキ	4,749,904
アカマツ	20,860,892	ケヤキ	943,943		1,018,853
クロマツ	5,060,706	ニレ類	57,066	エンジュ	1,810
ヒメコマツ	3,586,335	ホホノキ	1,852,572	キハダ	36,058
コマツ	182,477	トチノキ	5,334,548	ミズキ	372,120
カラマツ	4,243,862	カツラ	1,198,378	シナノキ	95,096
モミ, ダケモミ	10,434,339	トネリコ	2,587		481,884
シラベ	2,008,322	シオジ・ヤチダモ	604,271	ツバキ, サザンカ, サカキ	961,157
アオモリトドマツ	4,089,360	イタヤ・カエデ	6,955,819	コノゼツ	83,627
バラモミ	88,798	カエデ類	4,736,224		60,074
トウヒ	1,638,896	カシ類	8,131,834	ハシノキ	254,131
ツガ, コメツガ	23,035,037	シイ類	5,872,072	ウルシ	163
トガサワラ	68,788	ハリギリ (センノキ)	730,505	その他	68,857,306
	15,224	サワグルミ	1,770,448		
マキ	89,584	クルミ類	268,472	広葉樹計	316,220,300
カヤ	80,067	ドロノキ	10,780	竹類	233,471
イチイ	1,237	アサダ	45,115		
その他	220,019	カバ類	3,510,000	総蓄積	474,631,675
		ミズメ	895,660	外に竹	233,471
針葉樹計	158,411,375	ヨグソミネバリ	1,192,115		

備考: (1) 本表は第 24 次国有林野による。

(2) 本表は施業案編成済の分に付調査せるものなり。

(二) 保 護 林

保護林に関しては前期昭和5年当時の状況を先に述べたが、その後設定されて数を増し、終戦時には、総数 121 カ所、総面積にして 81,367 ha となった。今その分布を示せば第 22 表の様である。

第 22 表 保 護 林 面 積 (昭和 20 年 4 月 1 日現在)

府 県	箇 所	面 積	府 県	箇 所	面 積
青 森	11	9,451.94ha	奈 良	1	38.84 ha
岩 手	12	6,510.29	和 歌 山	2	62.03
宮 城	7	702.95	島 根	1	10.35
秋 田	4	2,861.27	広 島	2	4.04
山 形	1	28.68	山 口	1	14.47
富 山	2	27,295.00	愛 媛	3	41.15
長 野	4	27,063.07	高 知	18	417.29
岐 阜	4	2,592.59	福 岡	10	209.85
愛 知	1	13.71	熊 本	9	340.35
三 重	1	28.33	大 分	3	642.80
京 都	7	328.44	宮 崎	8	1,725.51
兵 庫	1	4.15	鹿 児 島	8	980.48
			計	121	81,367.56

備考：昭和 24 年第一次国有林野統計表による。

第 2 節 御料林施業案検訂業務

(1) 施業案検訂業務

御料林に於ても経常業務としての施業案検訂は実施された。但し、新編成業務は、昭和 3 年以後無く、本期に於ては検訂業務のみである。本期に於ける検訂業務の標準は前期末同様、平均 1 カ年 14 事業区にして、面積は 13 万町歩であるが、毎年の検訂面積、事業区面積の不揃いと新編成当時の影響を受け、多大の相違をまぬがれない。

国有林と異り、検訂業務は平時より簡略にして、終戦迄経常的に検訂業務を施行した。

(2) 施業案実施結果

御料林に於ては国有林同様、施業案編成以来 10 年毎に定期検訂を行う規程であって、くり返し案の補正に努めた結果、本期に於ては御料地総面積 1,323,575.60 ha (昭和 15 年 (1944 年) 現在) を 143 事業区に分から、御料林作業種別面積表に示すような内容を以て施業をなし、御料林施業統計表の如く総蓄積 17,000 万 m³ の資源を以て 1 年主伐区域 31,000 ha、主伐間伐合計 220 万 m³ を伐採している。なお明治 41 年以降 10 年毎の御料林施業統計比較表を以て施業の変遷を示す。

第 23 表 御料林

支局	作業種	皆伐作業	抾伐作業	漸伐作業	神宮備林	混牧作業
		ha	ha	ha	ha	ha
札幌	36,407.77	268,431.85	69,707.87	—	—	18,826.75
旭川	24,239.15	366,680.76	—	—	—	—
北海道小計	60,646.92	635,112.61	69,707.87	—	—	18,826.75
東京	76,987.01	21,343.75	—	—	—	—
名古屋	56,888.98	55,484.98	—	1,047.17	—	—
木曾	36,088.23	78,657.79	2,109.35	6,972.96	—	—
試験場	1,918.50	727.83	—	—	—	—
以上計	171,882.72	156,216.33	2,109.35	8,029.13	18,826.75	
合計	232,529.64	791,328.94	71,817.22	8,029.13	18,826.75	

第 24 表 御料林

支局名	森林区劃				林業地面積 ha	林業外地面積 (準 ") ha	林業地蓄 総 m³
	事業 区分 數	輪 區 數	區 伐 班 數	面 積 ha			
東京	22	91	3,371	139,156.33	99,302.46	25,682.24 (14,171.63)	6,519,904.2
名古屋	26	91	3,024	127,431.21	114,596.77	4,033.61 (8,800.83)	19,650,594.2
木曾	30	111	3,971	160,349.36	123,955.03	12,281.37 (24,112.91)	32,253,498.0
試験場	2	5	137	2,854.41	2,648.33	90.10 (115.98)	234,596.8
計	80	298	10,503	429,791.31	340,502.64	42,087.32 (47,201.35)	58,658,593.2
札幌	30	125	5,807	437,111.22	393,374.24	31,141.43 (12,595.55)	56,105,326.0
旭川	33	140	3,300	456,673.07	390,919.91	37,255.51 (28,497.65)	56,197,775.9
計	63	265	9,107	893,784.29	784,294.15	68,396.94 (41,098.20)	112,313,101.9
合計	143	563	19,610	1,323,575.60	1,124,796.79	110,484.26 (88,294.55)	170,971,695.1

作業種別面積表

(昭和15年現在) 昭和15年御料林施業案統計による。

矮林作業	竹林作業	特種大材備林	ヒノキ特殊 優良材備林	作業級外	合 計
ha	ha	ha	ha	ha	ha
—	—	—	—	—	398,374.24
—	—	—	—	—	390,919.91
—	—	—	—	—	784,294.15
344.44	—	—	—	627.26	99,302.46
—	7.72	—	—	1,167.92	114,596.77
—	—	96.10	30.67	—	123,955.08
—	—	—	—	—	2,648.33
344.44	7.72	96.10	30.67	1,795.18	340,502.64
344.44	7.72	96.10	30.67	1,795.18	1,124,796.79

施業統計表

(昭和15年御料林施業統計による) 15年調査

積 ha 当り m³	林業地生長量		指 定 研 伐 量					
	総 ha	m³	主 伐		間 伐		計	
			面 積 ha	材 積 m³	面 積 ha	材 積 m³	材 積	
65.66	148,981.54	1.50	12,455.80	1,110,435.8	27,756.07	201,767.7	1,312,263.5	
171.48	174,771.6	1.53	21,787.05	2,743,263.0	16,297.02	226,515.8	2,969,779.3	
260.20	191,917.3	1.55	30,382.94	3,858,699.5	7,641.61	124,887.7	3,883,587.2	
88.58	6,605.2	2.50	407.84	42,008.8	1,237.61	14,059.9	56,068.7	
172.27	522,275.6	1.53	65,033.63	7,754,402.7	52,932.31	567,231.1	8,321,633.8	
142.65	456,132.7	1.16	113,734.13	6,816,717.2	4,242.52	22,145.6	6,838,862.8	
143.76	449,506.9	1.15	137,764.56	7,242,241.3	10,663.80	42,950.5	7,285,191.8	
143.20	905,539.6	1.15	251,498.69	14,058,958.5	14,906.32	65,096.1	14,124,054.6	
152.00	1,427,915.2	1.27	316,532.32	21,813,361.2	67,838.63	632,327.2	22,445,688.4	

第25表 御料林施

調査年度	支局名	森林区劃				総面積 ha	林業地面積 ha	林業外地面積 (準 ") ha	林業地蓄 総 m³
		事業 区分 数	分 區 数	輪 伐 区 数	区 画 班 数				
明治41年	東京	11	48	487		46,336.93	43,092.86	3,244.07	4,124,191.0
	名古屋	25	76	2,084		99,314.35	87,760.45	11,553.90	14,649,781.1
	木曾	33	93	3,830		168,508.97	128,275.54	40,233.43	33,926,498.5
	計	69	217	6,401		314,160.25	259,128.85	55,031.40	52,700,470.6
	札幌	3	16	749		40,217.31	37,503.46	2,713.85	5,839,838.0
	合計	72	233	7,150		354,377.56	296,632.31	57,745.25	85,540,308.6
大正7年	東京	23	91	4,420		187,180.11	97,756.82	80,423.29	5,180,771.5
	名古屋	25	84	2,263		130,212.67	109,416.03	20,796.64	20,826,396.7
	木曾	31	119	3,708		168,938.65	93,192.22	75,746.43	24,969,932.6
	計	79	294	10,391		477,331.43	300,365.07	176,966.36	50,977,100.8
	札幌	19	74	4,120		267,326.02	232,986.87	34,339.15	33,999,283.0
	合計	98	368	14,501		744,657.45	533,351.94	211,305.51	84,976,383.8
昭和3年	東京	23	85	3,418		175,173.88	94,676.59	80,497.29	4,889,487.9
	試験場	2	4	137		2,860.53	2,754.43	106.10	174,341.2
	名古屋	25	86	2,497		127,227.74	100,584.59	26,642.88	18,613,251.3
	木曾	27	115	3,846		130,500.44	87,862.41	42,638.03	23,775,591.8
	計	77	290	10,348		435,762.32	285,878.02	149,884.30	47,452,672.2
	札幌	53	210	7,763		785,621.21	657,006.25	128,614.96	98,286,621.7
昭和13年	合計	130	500	18,111		1,221,383.53	942,834.27	278,499.26	140,739,293.9
	東京	22	85	3,296		142,993.03	94,475.14	34,293.08 (14,224.81)	6,327,400.0
	試験場	2	5	137		2,854.41	2,648.33	90.1 (115.98)	234,596.8
	名古屋	24	84	2,738		122,730.84	109,528.20	4,367.97 (8,834.67)	19,131,881.0
	木曾	26	100	3,693		135,508.33	99,771.07	10,241.44 (25,495.82)	26,391,273.1
	計	74	274	9,864		404,086.61	306,422.74	48,992.59 (48,071.28)	52,085,150.9
昭和13年	札幌	30	125	5,812		437,655.42	393,428.23	33,475.40 (10,751.79)	55,346,678.6
	旭川	30	111	3,261		459,287.50	391,037.95	40,480.00 (27,769.55)	51,859,833.8
	計	60	236	9,073		896,942.92	784,466.18	73,955.40 (38,521.34)	107,206,512.4
	合計	134	510	18,937		1,301,029.53	1,000,888.92	122,947.99 (87,192.62)	159,291,663.3

業統計比較表

(昭和15年御料林施業案統計による)

積 ha 当り	林業地生長量		指 定 研 伐 量					
	総 ha	m³ 当り	主 伐		間 伐		計	
			面積 ha	材積 m³	面積 ha	材積 m³	材積	
95.7	53,384.0	1.24	8,428.57	1,087,561.0	70.53	761.0	1,088,322.0	
164.6	151,282.6	1.72	9,961.07	2,085,770.8	1,013.90	10,394.3	2,096,165.1	
264.5	245,705.1	1.92	17,156.50	3,813,155.2	5,764.83	238,931.8	4,052,087.0	
203.4	450,371.7	1.74	35,546.14	6,986,487.0	6,849.26	250,087.1	7,236,574.1	
155.7	58,127.0	1.55	5,614.67	636,752.0	291.27	19,442.0	656,194.0	
197.3	508,498.7	1.71	41,160.81	7,623,239.0	7,140.53	269,529.1	7,892,768.1	
53.0	75,164.0	0.77	11,422.24	1,334,168.0	3,810.18	17,185.3	1,351,353.3	
190.3	196,543.3	1.80	14,418.35	2,744,910.3	2,986.90	67,285.2	2,812,195.5	
267.9	150,655.8	1.62	12,376.86	2,942,376.8	3,925.92	159,334.4	3,101,711.2	
169.7	422,663.1	1.41	38,217.45	7,021,455.1	10,723.00	243,804.9	7,265,260.0	
145.9	300,230.0	1.29	45,717.54	3,911,849.5	311.09	2,562.0	3,914,411.5	
159.3	722,893.1	1.36	83,934.99	10,933,304.6	11,034.09	246,366.9	11,179,671.5	
51.6	86,142.4	0.91	10,807.85	1,240,717.5	10,023.50	37,269.1	1,277,986.6	
63.3	4,349.8	1.58	290.30	42,813.6			42,813.6	
185.1	147,159.6	1.46	12,759.29	2,341,765.3	4,847.50	105,098.5	2,446,863.8	
270.6	148,374.6	1.69	9,598.33	2,493,610.9	4,571.27	53,559.1	2,547,170.0	
166.0	386,026.4	1.35	33,455.77	6,118,907.3	19,442.27	195,926.7	6,314,834.0	
142.0	653,797.0	1.00	141,325.97	9,646,008.0			9,646,008.0	
149.3	1,039,823.4	1.10	174,781.74	15,764,915.3	22,578.82	195,926.7	15,960,842.0	
67.0	142,542.9	1.51	12,555.20	1,182,203.6	1,237.6	272,216.7	1,454,420.3	
88.6	6,605.2	2.49	407.84	42,008.8	13,287.5	14,059.9	56,068.7	
174.7	168,642.8	1.54	15,088.15	2,500,960.6	4,757.42	208,097.5	2,709,058.1	
264.5	160,338.5	1.60	17,796.70	3,116,659.3	41,861.35	110,749.7	3,227,454.0	
169.9	478,129.4	1.56	45,847.89	6,841,832.3	2,902.38	605,168.8	7,447,001.0	
140.7	449,602.9	1.14	99,144.90	6,179,534.5	353.27	26,910.7	6,206,445.2	
132.6	413,905.9	1.06	105,792.86	5,753,609.9	3,255.65	3,152.8	5,756,762.7	
136.7	863,508.8	1.10	204,987.76	11,933,144.4		30,063.5	11,963,207.9	
146.0	1,341,638.2	1.23	250,785.65	18,774,976.7	45,117.00	635,232.3	19,410,209.0	

第2部 戦時特別業務

第1節 国有保安林、史蹟名勝天然記念物等施業制限地の非常時伐採と臨時措置

戦力増強を図るための木材の伐採は日に月に増加し、これに応ずるためには、一般国有供用林の運営に重大な負荷のあることは勿論であるが、施業制限地中にも精密に調査し、慎重に施業すれば伐採可能の木材資源を有する故、まず昭和17年8月24日山第7403号で山林局長は現有国有保安林の合理的施業計画を立てさせ、保安林機能の整備をなすを目的とし、「国有保安林整備調査実施要綱」並びに「利用計画要領」の草案を営林局長に示し、その適否を検討するため各営林局、経営部長、計画課長を招集して討議し、その結果昭和17年9月30日林第10580号山林局長通牒「国有保安林整理に関する件を各営林局長に発し、左記「国有保安林整備調査実施要綱」によって昭和17年度より20年度迄に取り急ぎ全面的に現国有保安林（新規編入箇所共）に再検討を加え、編入解除を行って保安林を整備し、国有保安林整備に伴う利用計画要領により、今後10カ年間に利用開始可能な現国有保安林に対し計画を立て、木材、木炭等林産資源の集約な利用を企てた。

次に国有保安林整備調査実施要綱の主要点を掲げる。

(一) 現国有保安林を全面的に再検討し、適正に編入解除を行って保安林を整備し、新規編入を行い、又解除し得るものは之を利用して戦力増強に貢献せしめる。

(二) 本調査は昭和17年度より着手し、20年度迄に完了するようにし着手は急を要するものより行う。

(三) 本調査は府県当局と協議の上、近接民有保安林との関係を考慮し総合的に調査を行う。

(四) 現国有保安林並に新規編入のものに付、箇所毎に左の事項を調査する。但、現在のまま存置を要するもので当分利用の見込のないものは(イ)、(チ)其他必要なものだけを記載し、其他は省略しても差支えない。

(イ) 保安林の種類、所在地、面積。

(ロ) 編入時期、編入の事由及編入の動機。

(ハ) 地況、林況、四圍の状況。

(ニ) 使用収益の制限、禁止又は施業若くは保護の方法に関する指定事項。

(ホ) 既往の施業実行並に保護取締状況等。

(ヘ) 当該保安林の効果の及ぶ範囲、利害関係者、編入後に於ける該保安林並に四圍の状況の変化概要。

(ト) 他の法令に依る制限禁止其他の事項。

(チ) 存続施業指定事項の改訂、解除、又は新規編入其他に関する処理意見。

(五) 毎年4月30日迄に前年度調査した箇所に付編入解除、指定事項の変更等其の調査結果

を本局に報告するものとする。但解除又は施業指定事項を改訂して急速に森林を伐採して増産を図る要ある場合は、当該年度の調査全部の完了を待たず改訂手続をなし、その旨報告すること。

(六) 現在保安林であっても次の各号に該当するものは解除する方針を探ること。

(イ) 森林法第108条(所謂従来の保安林)及同森林法の規定に依り編入された保安林で保安関係軽微なもの。

(ロ) 大正3年7月林第2494号通牒に依り編入の手続をなした保安林で其の後の経過並に実績に従し、治水上特に重要の関係があると認められないようになったもの、又は其の編入区域が大にして縮小するを適當とするもの。

(ハ) 編入後四囲の状況に著しい変化を来たし、保安林として存置を要しないと認められるものの。

(ニ) 潮害防備、飛砂防止其の他の事由に因り保安林に編入された海岸の国有林である程度の幅員又は延長を具備することに依り、充分其の機能を全うし得る場合に於て其の必要限度を越えるもの。

(ホ) 治水事業、災害復旧事業又は災害防止施設等各種事業の施行に伴い編入された保安林で、其の後の成績に依り、編入区域過大に失すると認められるに至り、縮小するを適當とするもの。

(ヘ) 広林地に対する復旧土木等施行のため其の情状著しく改善され、四囲の供用林と同一施業方法に依り取扱うをむしろ適切であるとするもの。

国有保安林整備に伴う利用計画要領(原文)

(一) 国有保安林整備調査並実施要領に基き調査をなしたる国有林に対しては積極的利用の途を講じ、特に木材並に木炭の増産上適切なる利用計画を樹立すること。

(二) 本利用計画は国有保安林整備調査と併行して之を行うこと。

(三) 本利用計画の樹立に当たりては国有保安林整備調査要綱(五)項の区分に従い今後10箇年間に利用開始可能なる現国有保安林に付左の事項を調査すること。

(イ) 保安林の種類、所在地、面積。

(ロ) 針・闊別蓄積。

(ハ) 本利用計画に依る年伐面積、年伐針闊用薪材別材積、主要樹材種別生産数量、利用開始年度及収穫継続年数。

(ニ) 本利用計画に基く更新種類別、更新樹種別面積等。

(ホ) 現行施業案に拠る平均1ヶ年収穫面積、針・闊別材積及更新種類別面積。

(ヘ) 要新設、改修、利用設備、種類別数量経費。

(ト) 現行施業案に対する措置意見。

(チ) 其他参考となるべき事項。

(四) 国有保安林整備調査実施要綱(六)項に該当するものに付けては、前項調査の成果に基き別に其の利用総括表を作製、速に本局に提出すること。

(五) 右利用計画の成果に基き毎年5月15日迄に前年度調査箇所に付第3号様式(様式省略)に依り向う5ヶ年間の利用計画総括表を作製し本局へ提出すること。但、急速に木材及木炭の増産に資する要あるものに付いては之が利用計画総括表を作製10月末日迄に本局に提出すること。

〔注意〕

(一) 国有保安林の整備並に之に伴う利用計画実施に依り既定の施業計画に基く収穫量に著しき増減を來し、之が調節を要すと認めらるる場合は施業案の一部修正の手続をなし、然らざる場合は施業案の検討を俟って必要な措置を執ること。

(二) 本調査に要する経費は別途配賦の見込なること。

(三) 国有保安林整備調査計画表の写し各一通を関係府県知事に送付し、処理上の参考に供すること。

以上如く一般国有保安林の再検討を行い、利用可能のものは戦力増強に資することとしたが、更に翌18年2月26日山第950号山林局長通牒を以て「軍需造船用材供出に伴う国有保安林伐採手続に関する件」を定めた。本通牒は軍需材、造船材の供出に當り、国有保安林より求めるのを最も適當とする場合にして事情切迫し、かつ保安林の影響軽微の場合は施業指定事項の変更手続進行と同時に着手しても差支ないことは臨時措置として決定した。

次いで史蹟名勝天然記念物に対しても、昭和18年2月10日山第1127号山林局長通牒で、軍需造船等の資材供出に當っては史蹟、名勝もしくは天然記念物で禁伐または施業に制限を受けている国有林でも、伐採供出するを適當と認められる樹木は、地方庁と連絡の上、積極的に処理する様指示した。かくの如く国有保安林についてはこれを整備して積極的に木材資源の活用に努めたが、戦局の進むにつれ、木材の需要益々切迫したため、民有林に対しても直接臨時措置を講じ、昭和19年10月26日山第8991号山林局長通牒「森林法施行手続中一部改正に伴う取扱方に関する件」を以て、森林法施行手続第13条中一部を改正して地方長官に通知し、営林局長にも民有林に準じて国有林を扱う様指示した。森林法第13条改正の要旨は、戦時の現段階に鑑み、木材増産の緊急な要請に応ずるため、保安林の目的達成に支障を生じない限度に於て森林の伐採を強化するための臨時措置であつて、次記の各項に留意して伐採を進めるのである。

〔記〕

(一) 保安林の伐採率を規定以上に増強せしめ得るは左の場合に限ること。

(イ) 其の保安林を伐採するに非ざれば急速に木材生産の目的に達するの途なく、且伐採するも保安林の目的を害せざること。

(ロ) 更新其他施業案実施上特に伐採を必要とするとき。

(二) 保安林の伐採方法は原則として択伐とするも作業上必要ある時は局部的に皆伐せしむるも差支えなきこと。但、保安林の目的を害せざる様特に注意を要す。

(三) 保安林の伐採許可に当りては左の事項を総合考察の上決定すること。

(イ) 保安林種。 (ロ) 保安林の公益性。 (ハ) 地況。

(ニ) 林況。 (ホ) 伐採方法。 (ヘ) 更新方法。

(ト) 保安林面積。 (チ) 周囲の状況。 (リ) 其他。

(四) 伐採跡地は可成的速に更新の方法を講ずると共に土砂扦止林及土砂扦止の目的を含む保安林にありては、根株の採掘等により林地に被害を生ぜしめざるよう格段の注意をなし、以て保安林の使命達成に遺憾ながらしむること。

(五) 保安林として存置の要なきものは速かに解除手続をとるべきも、急速伐採を要する場合は適宜伐採許可により実施せしむるも差支えなきこと。

(六) 施業方法の指定あるものに対しては、臨時の伐採なき場合は、指定事項の変更を要せず伐採せしむるも差支えなきこと。但禁伐の指定あるもの、又は恒久的に施業方法の変更をなす場合は、此の限りにあらず。

(七) 伐採の基準を定むるは困難なるも概ね左に依ること。

(イ) 土砂扦止林

(1) 崩壊防止を目的とするものは比較的小面積にして其地域明確なるを以て、之が伐採は特に慎重を要す。但保安的内容軽度なるものにありては、適宜伐採を強化するも差支えなきこと。

(2) 地表土砂流出防止を目的とするものは広域なる水源涵養林と密接不可分の関係あるもの少なからざるを以て、其の目的を阻害せざる様諸種の条件を考慮の上伐採率を高むるも差支えなきこと。但皆伐の場合は可成の小面積の伐区に分散せしむること。

(ロ) 水源涵養林

(1) 灌溉用水涵養を目的ともるものにして流域に溜池を有せざるものに就いては、特に慎重を要するも其の他の場合は適宜決定のこと。

(2) 水力発電或は供水調節を目的とするものは一般に広域なるを以て、其の伐採も状況に応じ増加せしむるも差支えなきこと。但皆伐の場合は小面積の伐区に分散のこと。

(ハ) 頽雪防止林、墜石防止林は崩壊防止を目的とする土砂扦止林に準じ取扱うべきも、特に慎重を期すこと。

(ニ) 防風林、潮害防備林、飛砂防止林

この種保安林は、其の林木の利用価値大なるため伐採を要求せらるること多きも、其の保安機能及保護対象は明確にして効果最も直接的なるを以て、伐採に当りては特に慎重なるべきこと。林帶の幅員充分なる場合は局部皆伐又は群状択伐等により相当面積の皆伐可能なる

も、狭小なるものにありては積極的伐採を差控うこと。

(ホ) 魚附林、航行目標林、風致林、公衆衛生林

この種保安林は其の目的を失せざる限度に於て必要に応じ最大限度の伐採をなすも差支えなし。但地方的事情を充分慎重考慮すること。

第2節 一般国有林に於ける施業案所定外の非常時伐採と臨時措置

戦時、急激なる木材需給に対し国有林より供給するのはその使命とするところであるが、非常時悪条件の下に迅速に円満に、かつ経済的損失を最小限度に供出することは当局の最も苦心するところで、戦争進行の段階に応じ、適当に措置されなければならない。また増伐に対する運搬設備並びに更新も緩急宜しきを得なければならない。昭和16年7月1日林第6172号山林局長依命通牒臨時植伐案調製に関する件で同年1月、営林局經營部長、計画部長打合会で決定した数量を標準に、昭和17年度より以降4カ年間に亘って増伐する臨時植伐案を調整する方針を定め、全期間の搬出設備に付いては16年とほぼ同額程度の経費を支弁し得る見込で予定し、臨時植伐案の基本的施業方針は原則として現行施業案に依り、第一施業期編入林分の改訂のみに止めることとし、21年以降の収穫量は原則として漸減の後漸増せしめる方針を立て、最小量の時といえども昭和13年度（青森営林局は12年度）の収穫を下廻ないこととした。また臨時植伐案にはなるべく臨時措置方針（林第757号局長依命通牒昭和15年度増伐に伴う臨時措置に関する件一不詳）を適用しない方針であるが、適用する場合は各種事情に鑑み適切を期する様注意し、また臨時植伐案の実施期間は検訂案に一致せしめ、そのうち臨時増伐期間（自昭和17年至昭和20年の4カ年）の分だけ収穫箇所毎に算定し、その他は一括して予定量を指示するに止める。但し臨時増伐期間が現行実施期間を超える場合は、超過分に対し箇所毎に林分選定の上、臨時植伐案簿表中に主伐間伐共附表として添付する。臨時増伐期間終了後は原案所定の収穫予定量に基づく伐採を行うものとし、収穫林分不足の場合は臨時検訂を行い定期検訂は1カ年繰り延べることとし、昭和20年度より常態に復するものとし、また臨時植伐案は施業案修正として取扱い、図面、簿表を添え昭和16年度末迄に山林局に提出し、認可を要することとした。

従って昭和17年度の収穫は臨時植伐案に基づき予定すべきであるは勿論であるが、当面生産に必要な物資の供給制限、拠出経費の減少等のため、予定生産量の確保が困難な場合を慮り、臨時措置を取る必要があるとして、昭和17年1月13日林第235号（昭和17年度収穫に関する臨時措置の件）を局長より依命通牒し、収穫・造林施業案に関し左記の通り指示した。

要点のみを次に掲げる。

(一) 収穫に関しては左の場合は国有林野事業規定第5条、第13条の規程にも拘らず予定し得ることとする。

(イ) 不成績の人工造林地で改植を有利とするもの。

(ロ) 虫害其他の被害のため生長衰え更新するのが有利とするもの。

(但し煙害林分は例外とす)

- (ハ) 人工造林地で伐期を繰り上げても不利でないもの。
- (ニ) 拠伐、漸伐跡地の如く目的樹種の更新後継林分の生長により或る区域を限り皆伐しても不利でないもの。
- (ホ) 施業制限地、準施業制限地で伐採種を変更してもその制限目的を害しないもの。
- (ヘ) 部分林、保管林で収利者と協議して伐期を繰り上げ得るもの。
- (ト) 収穫箇所を或る程度集中又は分散するを有利とする場合。
- (チ) 地元慣行特売及準慣行特賣の利分で地元民に支障なく増伐し得るもの。
- (リ) 従来産物払下問題に関連し其の解決のため伐採を適當とするもの。
- (ヌ) 軍需材其他戦時向きの生産上特に伐採を必要とするもの。
- (ル) 木炭生産上必要な林分。
- (ヲ) 既成の搬出設備を利用し得て経費の節約を図り得るもの。

(二) 造林に関しては本措置により施業案臨時植伐案に計画のない場合で造林を要する場合は、営林署をして造林案を編集せしめる。

(三) 施業案に関しては本措置に依る斫伐標準量は臨時植伐案の増伐期間（4カ年）に於ける収穫予定量の4分の1とすること。本措置により臨時植伐案に変更を来たした場合は臨時植伐案の該当簿表に予定外伐採を行える林小班名及数量を朱書追記し、其の代りに増伐期間後へくり下げた林小班は備考に其旨朱書し置くこと。

以上の外、国有林野事業規程第13条但書の制限を超過した場合、或は第一施業期以後の林分を伐採する場合は斫伐照査簿、造林照査簿に臨時収穫したことを記入して整理し、また作業種、施業指定事項、契約条項を変更した時は夫々適切に修正するよう注意を与えている。

かくの如く戦時必要な木材・木炭等供出の円満を期したが、戦局は益々急にして、これに応ずるため昭和18年3月25日林第2266号 昭和18年度増伐に伴う臨時措置の件が山林局長依命通牒で発せられたが、次の如く伐採は殆んど自由に行い得るに至った。

(一) 収穫に関する件

主伐収穫は国土保安跡地更新及搬出関係に付施業上重大なる支障を来たさない限り、国有林野事業規程第5条、第13条の規程、及現行施業案の指定伐採種に拘らず之を予定し得るものとす。

(二) 造林及施業案に関する件

昭和17年1月13日付林第235号依命通牒 昭和17年度収穫に関する臨時措置の件中該当各項に依るものとす。

次いで満1年を経過し昭和19年3月23日林第141号 19年度戦時増伐に伴う臨時措置の件が山林局長依命通牒で指示され、18年度と同様殆んど法規上の制限なく伐採し得るに至った。次い

で同年5月2日山第3622号山林局長通牒（昭和19年度施業案測定業務予定に関する件）で「昭和19年度営林局計画課関係業務決戦非常措置要綱」が示され、計画課の業務中、平時または長期計画的なものを停止し、木材薪炭等緊急増産に即応するため19年度に於ては、収穫案調製及びその他重点的業務に力を入れて実施し、施業案測定業務は原則的に停止した。「国有林決戦収穫案調製取扱方」が制定されたが、その要点は次の通りである。

（一）国有林決戦収穫案は昭和19年3月23日付林第1410号各営林局宛山林局長依命通牒「戦時増伐に伴う臨時措置の件」の趣旨により事業区毎に調製し、主伐計画簿、間伐計画簿、要新設搬出並びに運材設備計画案より成り、自昭和19年度至21年度3カ年間の収穫量を予定するもので、その数量は各営林局共昭和19年度樹材種別収穫予定量の大約3倍を目標とし、実行し得る様計画するのである。しかして収穫林分の選定標準は、臨時措置として次のように定められた。

即ち営林局毎に全部を通したる職員、労務資材並びに各事業区の搬出関係を考え生産が最も容易なものを優先的に選び、準施業制限地並びに施業制限地であっても制限目的に大きな支障を來さない限り収穫林分に編入し、地元への薪炭の慣行特売、準慣行特売も極力量を減らして一般収穫量に加え、人工林に於ても、事情急迫の際は伐期をくり上げ皆伐しても差支えなく、また第一施業期編入林分外といえども伐採し得る。

顧みるに戦局すでに数年を経し、職員の応召が相次いで起り、また食糧の不足、人心の動搖も一因をなして国有林事業の中心である現業員の減少を来たし、官行研伐事業の能率に影響を与えるに至った事と、重点的に労務者を使う関係上、昭和19年6月8日山第5020号山林局長通牒で「国有林官行研伐資材に対する収穫量の簡略化に関する件」を通達し、戦時中の非常措置として収穫調査は用途別の計画生産遂行に必要な程度に行い、調査方法を極めて簡略にし、増産の実を挙げるに努力する様指示した。かくして終戦の年昭和20年を迎えたが、同年の収穫予定に関しては特別な通牒なく前年同様施行されたが、昭和20年度国有林収穫調査実施要綱を定め、熊本営林局より伺い出た方針に対し、昭和20年6月1日山第2796号山林局長より異存のない旨回答し、併せて各営林局に通牒して参考に供しているが、終戦前に於ける国有林事業経営の実際が躍如としてうかがわれる全文を次に掲げる。

記

昭和20年度国有林収穫調査実施要綱

第一 方 鈐

- (一) 調査方法の飛躍的簡素化を図ること。
- (二) 女子職員及動員学徒を活用すること。

第二 要 領

- (一) 官行研伐を行うべき林分に対する収穫調査は用途別の計画生産遂行上大なる支障なき

限り可成的目測とすること。

(二) 立木処分を行うべき林分は必要に応じ左記各項に拠ることを得るものとす。

(イ) 松根其他の根株は目測に拠ること。

(ロ) 薪材、パルプ及杭木用資材は目測に拠ることとし、前年度以前の処分個所が近接せる場合は之を参考に資すること。

(ハ) 造林地（旧藩時代其他の老令造林地を除く）の用材・資材は、目測又は標準地調査に拠ることとし、目測の場合は本局発行の林分収穫表を活用すること。

(ニ) 天然林（旧藩時代其他の老令造林地を含む）の用材資材は標準地調査に拠ること。

但しカシ、ケヤキ、タブ其他航空機用材等の重要用途材は可成毎木調査に拠ること。

(ホ) 前各項以外の場合は目測に拠ること。

第三 措置

(一) 目測に拠る場合は次の事項に留意すること。

(イ) 処分区画を明示するの要あるを以て周囲測量は特に明確ならしむること。

(ロ) 大面積の林分を全林一括して一時に目測することは大なる誤差を生ずる懼れあるを以て、標準 1ha に対する材積を目測し、面積比例により全材積を計算すること。

(ハ) 目測に当り確信なき場合は直に材積を目測せず、先ず材積測定の各因子を目測する法を探ること。即ち本数、中央直径、中央高等を目測し、全林の材積を算出すること。

(ニ) 樹高の目測は林分の材積目測に大なる誤差を生ずる懼あるを以て、確信なき場合は中央木の樹高をワイゼ等簡易なる測高器又は竹にて実測すること。

(ホ) 樹種の混淆歩合は全林踏査の上慎重に決定すること。

(二) 造林地の用材資材調査内目測の場合は「材積表による目測法」又は「収穫表による目測法」によること。

(イ) 材積表による目測法とは、全林を目測して単位面積当たり立木本数又は全林立木本数及中央高、中央直径を目測し、之により中央木 1 本当りの材積を求め、単位面積当たり材積又は総材積を得る方法なり。

(ロ) 収穫表による目測とは、地位、立木度及林令を目測し、林分収穫表により単位面積当たり材積を調査し、総面積を乗じ全林の材積を得る方法なり。

(三) 標準地調査に拠る場合は次の事項に留意すること。

(イ) 標準地の選定に当り林相不均一なる場合には近似林相毎に数区域を分ちて之を選定すること。尚、林縁又は林内空地に近き箇所は概して不法正なるを以て標準地の選定を避けること。

(ロ) 標準地の形状は誤差の僅少及調査を容易ならしむるため標準地面積の割合に成るべく周囲線短き簡単なる形即ち正方形又は矩形等とすること。

(ハ) 標準地の面積は幼令林分は 0.1ha, 老令林は 1ha 内外を目標とし、全林面積に対する割合は幼令林は 1~2% 程度、壮令林は 3~7% 程度、老令林は 5~10% 程度とすること。而して其の割合は大面積は林分調査の場合は比較的小に、小面積の林分調査の場合は比較的大にすること。又貴重樹種の多寡により標準地面積を加減すること。

(ニ) 林分面積が 3ha 程度以下の小面積なる場合は、標準地法によらず毎木調査によるを却って得策とす。

第 3 節 御料林の非常時に対する伐採

御料林に於ても国有林同様、戦況の熾烈に応えて戦力増強を計るため施業案の正規伐採計画だけでは到底不充分であって、臨時措置的非常時伐採を必要としたが、御料林に於ては従来施業案の一部修正の規定なく、また非常時伐採は施業案の実行に関する制限規定を広義に解釈して運営し、実質的には相当無理でも一応施業案所定の実行をなす形に於て実施し得たので、特別に臨時措置による伐採計画の通達はなかった。即ち仮令臨時伐採量は年伐標準量の 2 倍であるとしても、これを第一施業期前半期編入林分より取まとめて伐採供給し、またヒノキその他各種の大材の需要に対してはヒノキ老壯令林その他一般天然生林に強度の間伐を行つて供給する等処理し得た。かくして出来るだけ施業の混乱を防いだ。しかし国有林に於ては御料林の臨時伐採に応ずる如き程度の措置は戦局の初期にとられ、戦況の進行と共に到底この程度の伐採では円満な供給不可能となつたため臨時措置がとられた。

総 括

日本国有林の経営の経過を施業案規程を中心にして眺めて見ると大約 4 期に区切ることが出来る。即ち、明治年間、大正から昭和 13 年迄の間、昭和 14 年から終戦迄の間及び昭和 23 年以降である。更に明治年間は 32 年を境にして 2 期に分けたので、都合 5 期となつたが、戦後の分は後日の研究に俟つことにした。

その変遷の跡を次の 3 点について総括する。

(1) 経営方針の変遷

国有林の施業案が最初に編成されたのは、明治 24 年の編成心得により、同 27 年水戸小林区署管内 318 町歩であり、その方針は材積最多主義により収穫の連年保続を期し、保安的施業は択伐によるが、一般施業は皆伐作業によるものであった。大規模の施業案編成は明治 32 年国有林野特別経営事業の一部として着手されたのに始まるが、これは同年制定の施業案編成規程によっている。その施業方針は収穫保続を目的とし、森林純収穫説に立脚すべきことを定めている。この規程はドイツの施業案編成規程を全く模倣したもので、当時の日本の林業の水準に比して余りにも精密過ぎて実状に適しないものであったために、施業案の編成は遅々として進捗しなかつた。明治 35 年この規程は改正されたが、その要点は編成業務の簡易化と輪伐期選定方針の改訂

であった。すなわち輪伐期は収穫保続と目的とする材種の最多量生産と最大の純益という三要素を含む折衷的輪伐期であるが、主旨は土地純収穫説によるものといえる。しかしながら、編成の簡易化を計ってもなお当時の編成技術水準に対して高度に過ぎて、この規程も実用にはならなかった。そこで当局は業務の進捗を計るために、36年に簡易施業案編成規程、37年に未済林取扱準則を、更に39年に簡易編成規程を一部改正して業務をより簡略にしたので、編成はにわかに進捗した。しかし当時の編成技術の段階では施業案という名前のみで測量、測樹等は目測を含んだ甚だ杜撰な案となった。明治40年頃に至り、漸く経験を積み、技術者も増加したことによつて施業案の編成は軌道に乗ってきた。大正3年規程は全面的に改正公布されたが、これは戦後23年迄改訂をしないで使用された。これに依ると国有林の経営目的の規定は従来のものと大差はないが、輪伐期は原則として純益最多の時期を選び、特に必要な材種及び間接効用を目的とするものは、夫々に適応する輪伐期を設けることを規定していく主として土地純収穫説に依るものであった。戦後23年に林政統一と共に編成規程を新たに公布したが、伐期は材積収穫最多を目的とし、平均成長量最大の時期とすることに改められた。

(2) 輪伐期の変遷

以上の如く国有林経営の目的は規程によると、明治32年以来大差ないが、施業方針中輪伐期の選定に関しては四度変化した。何れも収穫保続を計りながら、明治32年の規程に於ては、森林純収穫説による林利最大の時期を、同35年の規程に於ては国家の需要する材種の最多量生産と土地純収穫説による純益最多の折衷的時期を、大正3年の規程に於ては土地純収穫説による純益最多の時期を、昭和23年の規程では木材生産量最多の時期を伐期とすることに変更された。輪伐期の変更は国有林施業に大きな変革を与えるはずであるが、四度の変更改訂にも拘らず、実際に施業案に現われた輪伐期には大差は認められず、漸次低下している。これは後で述べる作業種の場合とちがつて規定に余りしばられずに実際に即した輪伐期が採られたことを示している。御料林に於ては輪伐期選定の標準は常に一貫して変化することなく、喬林では森林純収穫説による収益最多の時期を、矮林では材積収穫最多の時期としている。なお御料林に於ては計算上の輪伐期に喬林では10~20年、矮林では5~10年を加算したものを実際上の輪伐期として採用していたのであるが、實際上御料林に於ても時代と共に輪伐期が低下した傾向は認められる。(第26

第26表 御料林輪伐期別面積表

(単位 ha)

輪伐期	明治41年	大正7年	昭和3年	昭和13年
60 ~ 70	16,462 (5.9)	7,961 (1.6)	32,848 (3.5)	7,177 (0.7)
80 ~ 90	62,292 (22.2)	95,633 (18.7)	115,067 (12.3)	145,732 (13.6)
100 ~ 120	177,661 (63.1)	389,472 (76.0)	619,462 (66.1)	842,948 (78.7)
140年以上	24,868 (8.8)	18,960 (3.7)	169,821 (18.0)	75,035 (6.9)
計	281,283 (100)	512,026 (100)	937,096 (100)	1,070,892 (100)

備考: 130年のものなし。()内は %

表参照)

(3) 作業種

国有林の規程には作業種の選定方針が示されてなく、ただ作業種を分類しているに過ぎないが、明治 32 年以前は主として皆伐作業を目標としたと考えられる。大正末期迄は皆伐作業の全盛時代であったが、大正中葉に歐州より伝わった複雑な小林分作業の思想は国有林を席巻し天然更新汎行論が唱えられた。為に大正末期には 8% 弱に過ぎなかった択伐作業は昭和 12 年には 32% に達し、皆伐作業は逆に 48% から 30% に減じた。これは規程とは無関係に時の風潮学説に影響されて実状に即しない作業に走った悪い面を示して、先の輪伐期とは逆の動きであった。国有林が編成者一任の形を取っているに対して、御料林は作業種選定方針を規程に明記し、明治 32 年準則では区域択伐による天然更新を、同 43 年の規程では皆伐による人工造林に 180 度の転換をしている。爾来この方針は 25 年間続いたが、昭和 11 年に漸く国有林同様択伐作業を取入れたのであった。

Summary

The purpose of this study is to resolve a historical transition and its background of management plan prescription of national forest in Japan, and to make it clear, how the prescription effected on actual management in national forest.

Three points that I think the most important are as follows.

(1) The transition on the policy of management

The time when the first management plan of national forest in Japan was prepared was in the 27th year of Meiji at Mito.

It was composed by the memorandums issued in the 24th year of Meiji.

The course hoped sustained yield, and instructed protective management by selective cutting, and the general management by clear cutting.

In the special management of national forest in the 32th year of Meiji, a large scale of composing management plan was first done, and it was based on the prescription of management plan in the 32th year of Meiji. It's course aimed at sustained yield under the doctrine of forest rent. This prescription was a complete copy of that in Germany, and it was so precise to compare with the then level of the forestry of Japan that it was not suitable for actual state, so composing management plan made little progress.

Then it was amended in the 35th year of Meiji. The point was to simplify composing work and to amend how to choose rotation.

The composing work, however, was made simple and yet it was too difficult for the level in those days, so it was of no practical use.

Then in order to make the composing work progressed, the authorities amended the prescription one after another, in the 36th, the 37th, the 39th year of Meiji, by which the composing work suddenly made much progress.

But on a grade of the composing level the then management plan was only a primitive one consisting of extensive surveying and mensuration.

Because they gained much experience and technicians increased in number year by year, the composing work in the 40th year of Meiji got on the right track.

The third year of Taisho the prescription was made a sweeping revision, but the aim to manage the national forest made no great difference from before.

The 23th year of Showa, after the war, the prescription was amended at the same time with uniting of forest administration.

The age of maturity was regulated by the maximal average growth.

It's course was to protect forest resources from demand of wood, and to make the organization of forest well.

The prescription was amended fundamentally in the 33th year of Showa. The course mainly composed of technics of forest management, was out of use, and it was adopted that the business of national forest should be run as an enterprise to put them not only about technics but also about thinking of economical management.

(2) The transition of rotation and age of maturity

The course of national forest management in Japan showed no great variation from the 32th year of Meiji to the 33th year of Showa, but how to choose rotation was changed four times. First an age for maximal forest profit was adopted as an age of maturity in the 32th year of Meiji in accordance with doctrine of forest rent.

Secondly in the 35th year of Meiji it was a compromised age of the maximal productivity of wood demanded by country with that of maximal profit from doctrine of soil rent.

Thirdly in the third year of Taisho it was an age of maximal profit in accordance with doctrine of soil rent.

Fourthly in the 23th year of Showa it was an age of maximal volume in timber.

To change rotation was to give rise to a serious problem in national forest, but in spite of four times changes and modifications the rotation appeared actually on management plans, which made only a little change, was shortened gradually.

Before the war in Crown Forest, the standard to choose rotation was never changed, however the rotation was shortened little by little.

(3) Silvicultural System

A course on the choice of silvicultural system was not stated clearly in the prescription of national forest, but only classification. Before the 32th year of Meiji clear cutting was the main constituent.

Down to the end of Taisho clear cutting was most often practised in national forest, but about the middle of Taisho the natural regeneration swayed the whole national forest through a thought introduced from Europe.

Then at the end of Taisho the area of selective cutting was only 8%, and in the 12th year of Showa it spread out to 32%. On the contrary the area of clear cutting decreased from 48% to 30%.

After the war clear cutting spread again in national forest.